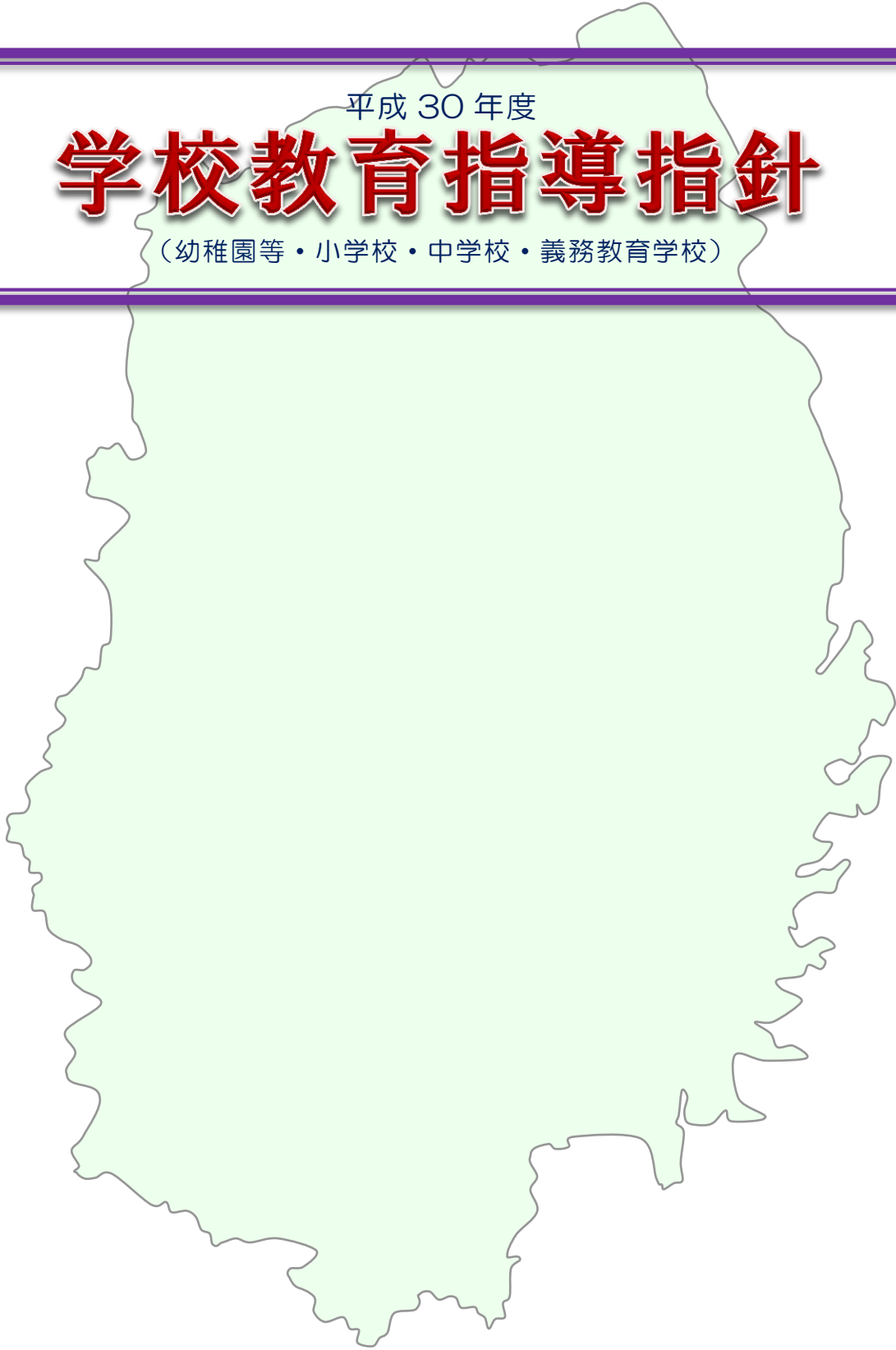


平成 30 年度

学校教育指導指針

(幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校)



岩手の義務教育が目指すもの

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、
社会に適応する能力を育てる「人間形成」

～『これからの岩手の義務教育』より～



岩手県教育委員会

これからの岩手の義務教育

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、社会に適応する能力を育てる「人間形成」のために

1 岩手の義務教育が目指すもの

- (1) 生活面における基礎・基本
全ての子供たちに社会人として自立して生きていくことができる生活基礎力を身に付けさせること
- (2) 学習面における基礎・基本
全ての子供たちに「学力の3つの要素」を確実に身に付けさせること
- (3) 社会人になることの意義の理解
全ての子供たちに社会を担っていくことの意義を理解させ、勤労観・職業観を養うこと

2 岩手の義務教育を実現するために

- (1) 子供たちの教育の牽引役である学校の強化
- (2) 学校と家庭、地域との連携・協働の強化

3 学校と教員の取組

- (1) 学校経営の改革
- (2) 学校内における人材育成
- (3) 児童生徒一人一人への基礎・基本の定着
- (4) 児童生徒一人一人を受け止める学校づくり
- (5) 社会や職業観を教える教育の充実

<http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/gakkou/shouchuu/003300.html>

目 次

はじめに

1	県教育委員会が目指すところ	1
2	県教育委員会が目指す具体的な指標	2
3	県教育委員会の経営計画	3
4	学校教育の重点	4
	(1) 震災からの教育の復興（きめ細かな学校教育の実践）	5
	(2) 幼児教育の充実	6
	(3) 義務教育の充実	7
	① 共通事項として取り組む内容	
	② 各学校の方針により重点化して取り組む内容	
5	各教科等の指導にあたっての基本的な考え方	17
	(1) 確かな学び、豊かな学びプロジェクト「いわての授業づくり3つの視点」	17
	(2) 各教科等の指導の要点	19

・資料1 > H29 県学調学校質問紙において、特に注視している「7項目（TARGET 7）」の結果（p8,9）

・資料2 > 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要（p28,29）

・資料3 > 進捗状況確認のためのチェックリスト（学校、個人）（p30,31）



はじめに

平成 29 年 3 月に、幼稚園、小学校、中学校の新たな学習指導要領が告示され、幼稚園教育要領は平成 30 年度から、小学校、中学校は移行期間をはさみ、順次全面実施となります。学習指導要領改訂は 10 年に一度の頻度で行われ、平成 20 年 3 月の改訂の趣旨は、「ゆとり」か「詰め込み」かの議論から脱却し、「確かな学力」をバランスよく育成すること目指したもので、現在は、県内各学校において、現行学習指導要領の目標と内容を踏まえた教育を確実に行うとともに、新学習指導要領の実施に向けて、教育活動の充実を図っているものと思います。

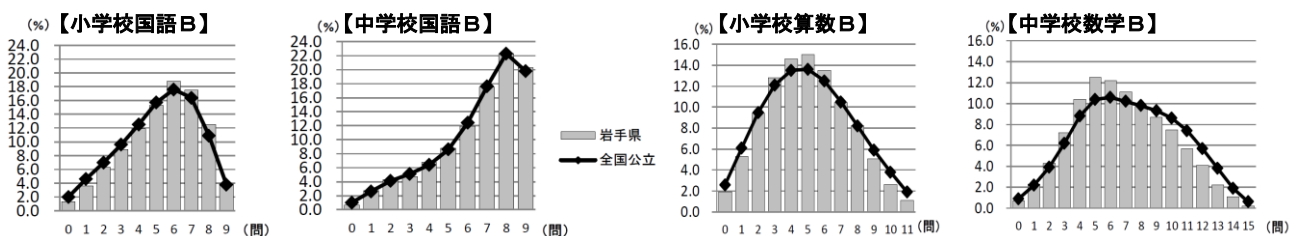
今回の改訂では、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、その実現を連携・協働しながら図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現や学力の底上げなどの成果を踏まえつつ、前回改訂の延長線上に、「知識の理解の質を高める」ための取組の充実が求められております。「何を学ぶか」だけでなく「何ができるようになるか」、そのために「どのように学ぶか」（主体的・対話的で深い学び）までを見通した改訂となっています。

平成 30 年度「学校教育指導指針」の作成にあたり、これまでの内容に「新学習指導要領の趣旨と内容」や「移行期間における取組」等を加えております。

各学校において、本指針により、国の動向や本県の方針を確認し、新学習指導要領の全面実施に向けて、現状の分析から課題を明確にさせていただき、その解決に向けての方策を考え、組織的に取り組むことが大切であると考えます。例えば、下記に掲載した平成 29 年度全国学力・学習状況調査の正答数分布についても、学校によっては、国や本県の状況と比較すると、必ずしも同じであるとは限らない状況が見えてくるのではないのでしょうか。そこに、それぞれの学校の状況に応じて、授業改善を中心とした、創造的にカリキュラムをマネジメントする必然性があるのだと思います。

岩手の義務教育の目的である「『知・徳・体』を総合的に兼ね備えた社会に適応する能力を育てる『人間形成』」を目指し、本県義務教育に携わる一人一人が一丸となって取り組んでいくことを期待します。

<参考>平成 29 年度全国学力・学習状況調査の正答数分布（横軸：正答数，縦軸：割合）



正答数の分布から、本県の傾向として、国語Bでは、小学校で上位層の割合が全国をやや上回っていますが、中学校ではその差がほとんどないことがわかります。また、算数B・数学Bでは、小学校の中間層の割合が全国をやや上回っていますが、中学校では全国を上回っているところが下位層のほうによっていることがわかります。

各学校の学年・学級の状況は、全国や本県の状況と異なる成果や課題があると考えられます。平均正答率だけで捉えるのではなく、自校の状況について、分布や散らばりの特徴等に注目した分析や質問紙調査との相関分析等で集団の傾向を適切に捉え、組織的な対応の強化に役立てたり、各設問の状況から児童生徒のつまずきを事前に想定し、各教科の授業づくりに生かしたりすることが大切です。その際、県学習定着度状況調査や高校基礎力確認調査等のデータと比較して、集団を経年で分析することも考えられます。



岩手の教育振興

ここでいう学びの場は、単に場所を指すものではなく、時間、空間、機会や環境などを含めた広い意味での場を意味するものです。また、岩手の豊かな自然環境や、様々な資源、機会など岩手が有するあらゆるものが学びの素材となり得るものであり、それらを生かして学びの場を創造していくことも意味しています。

みんなではぐくむ学びの場いわた

【視点1】
【視点2】

グローバル化など変化する社会の中で、自立した社会人として生きていく力をはぐくむ
地域とのかかわりの中で、生涯を通じて楽しく学び、いきいきと暮らす活力をはぐくむ

1 社会の変化に対応する教育の推進

- ◇ 目標達成型の学校経営の推進
- ◇ 社会人として自立できる能力の育成
- ◇ 児童生徒の健やかな成長を支える取組の推進

2 確かな学力をはぐくむ教育の推進

- ◇ 学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成
- ◇ 学習面における基礎・基本の確実な定着
- ◇ 学力を伸ばし、生きる力をはぐくむ教育の推進

3 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

- ◇ 道徳教育、体験活動・読書活動等の推進
- ◇ 生活面における基礎・基本の充実
- ◇ 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のための適応指導の充実

4 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- ◇ 体力向上や運動に親しむ態度の育成
- ◇ 健康教育の充実
- ◇ 指導者の資質向上・授業力向上

5 「共に学び、共に育つ教育」の推進

- ◇ 「就学指導」から「教育支援」へ
- ◇ 幼、保、小、中、高等学校における特別支援教育の充実
- ◇ 特別支援教育の理解促進
- ◇ 特別支援学校生徒の就労支援の充実

6 学校教育を支える教育環境の充実

- ◇ 県立高校の望ましい教育環境の整備
- ◇ 県立学校施設の耐震化の推進
- ◇ 修学資金の支援等
- ◇ 市町村立学校の教育環境整備への支援

7 教育振興運動を基盤とした地域ぐるみで取り組む教育の推進

8 広がりや深まりのある生涯学習の振興

9 地域の「創造力」向上を目指した文化芸術の振興

10 郷土への誇りと愛着を深める歴史遺産の継承と伝統文化の振興

11 生涯スポーツの振興

12 競技スポーツの強化

県教育委員会では、「いわて県民計画」に掲げる教育政策のうち、教育委員会が所管する分野の平成 30 年度までの基本方向を示すため、「岩手の教育振興」を策定しました。「岩手の教育振興」は、教育の基本方向について、県民と教育関係者がより理解を深めるためのガイドラインとして示すものです。

※ 「いわて県民計画」 <http://www.pref.iwate.jp/seisaku/keikaku/005789.html>

※ 「岩手の教育振興」 <http://www.pref.iwate.jp/gakko/kyoiku/koho/007104.html>

県教育委員会が目指す具体的な指標



いわて県民計画第3期アクションプラン

※ 学校に係する主な指標を掲載しています

県では、いわて県民計画に掲げた「希望郷いわて」の実現を目指して、第3期アクションプランを策定しました。これは、平成27年度から平成30年度までの4力年で目指す姿や目標値を明確にしなが、教育の充実を図っていくものです。(H29実績値はH30年1月末時点で確定している指標の値のみ掲載)

指標	◆目指す姿 ○具体的推進方策の目標	単位はいずれも%	H28 実績値	H29 実績値	H30 目標値	出典 (根拠となる調査等)
児童生徒の学力向上						
◆学習定着度状況調査及び基礎力確認調査において、「授業の内容が分かる」と答えた児童生徒の割合			72	72	73	県学調及び基礎力確認調査の児童生徒質問紙調査(小中高の平均)
◆学校の学びを基に授業時間以外の学習に自立的に取り組む児童生徒の割合<2時間以上> [1時間未満]			<19> [38]	<19> [37]	<21> [36]	県学調及び基礎力確認調査の児童生徒質問紙調査(小中高の平均)
○学習定着度状況調査結果及び基礎力確認調査結果について目標を設定し計画的に取り組んでいる学校の割合			小 97 中 95	小 99 中 95	小 95 中 95	県学調及び基礎力確認調査の学校質問紙調査
○学習状況調査等の結果を活用し、学力向上などの自校の教育活動を改善した学校の割合			小 98 中 98	小 99 中 98	小 90 中 90	県学調及び基礎力確認調査の学校質問紙調査
○学習に関する状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的によく取り組んでいる学校の割合			小 96 中 94	小 97 中 94	小 70 中 70	県学調及び基礎力確認調査の学校質問紙調査
○授業内容の理解を促進する家庭学習の課題(宿題)を計画的に出している学校の割合			小 99.0 中 98.2	小 99.7 中 98.1	小 95 中 95	県学調及び基礎力確認調査の学校質問紙調査
○言語活動に学校全体で積極的に取り組んでいる学校の割合			小 28.2 中 25.5	—	小 34 中 32	全国学調学校質問紙調査(積極肯定)
○キャリア教育全体計画に沿って地域や保護者と連携し職場体験(2日以上)を実施した中学校の割合			中 79.1	—	中 80.0	職場体験実施状況調査
豊かな心を育む教育の推進						
◆人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている児童生徒の割合			(70.5)	(73.7)	79.0	全国学調児童生徒質問紙調査(積極的肯定の割合、小中の平均) ※全国学調において質問削除のため県学調で実施(参考値)
◆自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合			67.1	69.4	67.0	全国学調及び基礎力確認調査
○「特別の教科 道徳」の実施に向けた授業改善に取り組んでいる学校の割合			小 59 中 52	—	小 100 中 80	県教委調査
○保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加している学校の割合			小 78.9 中 59.6	—	小 84 中 70	全国学調学校質問紙調査
○いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合			小 85.9 中 79.1	小 84.3 中 78.2	小 88 中 79	全国学調(積極的肯定の割合)
健やかな体を育む教育の推進						
◆体力・運動能力調査の総合評価(5段階:A~E)のA・B・C段階の児童生徒の割合			80.1	81.3	80.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
◆「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲内の児童生徒の割合			86.5	86.1	86.5	定期健康診断結果調査
○体力・運動能力の向上のための目標を設定している学校の割合			小 96.4 中 89.0	—	小 91.0 中 68.0	県保健体育行政関係調査
○児童生徒の肥満防止に取り組んでいる学校の割合			小 99.1 中 93.3	—	小 100.0 中 80.0	県保健体育行政関係調査
○体力・運動能力向上に係る研修等の機会を設定している学校の割合			小 91.9 中 76.8	—	小 87.0 中 67.0	県保健体育行政関係調査
特別支援教育の充実						
◆特別な支援を必要とする児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合			89	91	100	文科省特別支援教育体制整備状況調査
○特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合			93	94	100	文科省特別支援教育体制整備状況調査
家庭・地域との協働による学校経営の推進						
◆学校評価結果等を踏まえて学校運営方針や重点項目等を見直し、組織的に学校経営の改善に取り組んでいる学校の割合			96.4	—	100	県教委調査
◆教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動(防災教育)を具体的に取り入れて再構築した学校の割合			100	—	100	県教委調査
○学校評価(学校関係者評価)の結果等を地域等に公表、報告している学校の割合			小 96.1 中 95.1	— —	小 100 中 100	県教委調査
○防災教育(【そなえる】)の授業実践に取り組んだ学校の割合			99.1	—	100	県教委調査(小中高平均)



H30 岩手県教育委員会 経営計画

本年度においては特に、「教育は人なり」との考え方のもとに、教職員が、心身ともに健康で、意欲をもって子供たちに向き合うことができるよう、教育委員会における働き方改革に取り組むとともに、2020年度からの新しい学習指導要領の実施に向けた対応や新たな高校再編計画の推進、学校教育における文化芸術・スポーツの振興など、児童生徒一人一人に向き合い寄り添う教育の充実と、切れ目のない学びの保障などに取り組みます。

教職員一人一人の自覚と行動によって不祥事の発生を防止し、教育への信頼の向上に努めるとともに、教職員が、心身ともに健康で、意欲をもって勤務できる職場づくりにも取り組みます。

◆東日本大震災津波からの教育の復興

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

- 〔重点事項〕 「いわての復興教育」の推進
 幼児児童生徒の心のサポートの充実
 児童生徒の安全で安心な教育環境の確保

◆「いわて県民計画」第3期アクションプランの着実な推進

I 学校教育の充実

- 〔重点事項〕 児童生徒の学力向上
 キャリア教育の充実
 豊かな心を育む教育の推進
 健やかな体を育む教育の推進
 特別支援教育の充実
 家庭・地域との協働による学校経営の推進

1 教育推進に関する諸計画の一体的な推進

2 児童生徒の学力向上

- (1) 新たな学習指導要領等を踏まえた教育活動の推進
- (2) 学校組織が一体となった学力向上の取組の推進
- (3) 家庭・地域等との連携による家庭学習の充実
- (4) グローバル人材の育成
- (5) 少人数学級の推進
- (6) 中学校における学校生活サポートの充実

3 キャリア教育の充実

- (1) 発達段階に応じたキャリア教育の充実
- (2) 社会への接続支援

4 豊かな心を育む教育の推進

- (1) 道徳教育、体験活動・読書活動等の推進
- (2) いじめなどに対応した教育相談機能の充実
- (3) 関係機関等との連携によるいじめ防止等への取組の推進
- (4) 情報モラル教育の推進

5 健やかな体を育む教育の推進

- (1) 体力向上や運動に親しむ環境づくり
- (2) 健康教育の充実
- (3) 指導者の資質向上・授業力向上
- (4) 運動部活動における効果的、計画的な指導の推進

6 特別支援教育の充実

- (1) 就学前及び小・中・高等学校における特別支援教育の充実
- (2) 特別支援学校における教育の充実
- (3) 特別支援学校における就職支援
- (4) 特別支援学校施設の整備
- (5) 県民と協働した特別支援教育体制づくり
- (6) 次期特別支援教育推進計画の検討

7 家庭・地域との協働による学校経営の推進

- (1) 目標達成型の学校経営の推進
- (2) 学校と家庭・地域の連携・協働の推進
- (3) 学校経営における組織力の向上



きめ細かな学校教育の実践

→ P 5

◆いわての復興教育の推進

「いわての復興教育」プログラム〔H25.2 改訂〕に基づき、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材」を育成

◆心のサポートの充実

幼児児童生徒の心のサポートの継続実施

幼児教育の充実

→ P 6

◆「生きる力の基礎」を培う質の高い幼児教育の充実

- ・ 小学校教育との円滑な接続
- ・ 発達と学びの連続性の確保
- ・ 「自発的な活動としての遊び」を通じた幼児期にふさわしい生活の充実

義務教育の充実

共通事項として取り組む内容

◆児童生徒の学力向上 → P 7	「わかる授業」のための授業改善の推進と各種調査等を活用し、組織的に学力向上を目指す PDCA サイクルの確立
◆キャリア教育の充実 → P 10	「いわてのキャリア教育指針」〔H22.3〕に基づき「社会人・職業人としての自立」を図る教育の充実
◆豊かな心を育む教育の推進 → P 11	道徳教育、体験活動・読書活動等の推進及びいじめや学校不応の未然防止、早期発見・適切な対応に向けた取組の推進
◆健やかな体を育む教育の推進 → P 12	体力向上や運動に親しむ環境づくりと家庭と連携した健康教育の充実
◆特別支援教育の充実 → P 13	「いわて特別支援教育推進プラン」〔H25.11 策定〕に基づき「共に学び、共に育つ教育」を推進
◆家庭・地域との協働による 学校経営の推進 → P 14	「これからの岩手の義務教育」〔H21.3〕に基づく学校経営と人材育成を推進

各学校の方針により重点化して取り組む内容

消費者教育 → P 15 「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12 施行)に基づき、各教科等の教科横断的な課題として取り組み、消費者の自立に向けた授業の充実を図る。	学校図書館教育 → P 16 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(H25.5 策定)に基づき、子供の自主的な読書活動を推進する。
人権教育 → P 15 「岩手県人権教育基本方針」(H26.3 策定)に基づき、人権が尊重される学校・学級及び授業づくりの充実を図る。	国際理解教育 → P 16 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成する。
環境教育 → P 15 「環境教育等促進法」(H23.10 施行)に基づき、学校教育における環境教育の充実を図る。	情報教育 → P 16 情報化社会に対応できる情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動や ICT を活用した授業を充実する。
伝統や文化の教育 → P 15 我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育成する。	小規模・複式教育 → P 16 6 学級以下の小学校、3 学級以下の中学校の小規模校、複式学級を有する学校では、児童生徒の実態をもとに指導の工夫改善を図る。





岩手の復興・発展、地域の防災を支える人材を育成するため、学校・家庭・地域が連携・協働し、児童生徒の発達の段階や、各学校・各地域の実情に応じたいわての復興教育や防災教育に取り組んでいきます。

また、被災した幼児児童生徒一人一人に対して、心のサポートやきめ細かな対応を充実させながら継続的に取り組んでいきます。

「いわての復興教育」の推進

※いわての復興教育 <http://www.pref.iwate.jp/gakko/13888/fukkou/index.html>

1 「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- 各学校は、「いわての復興教育」プログラム【改訂版】に基づき、復興教育を学校経営に位置付け、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する」ために、3つの教育的価値(【いきる】【かかわる】【そなえる】)を育てる。

※いわての復興教育の理念、全体計画・単元計画の作成等については、プログラム【初版】を参照。

- 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」(3月11日までの約1ヶ月)等において、これまでのいわての復興教育の学習を振り返るとともに、児童生徒が本県の復興・発展への「思い」を共有する活動・取組を行う。

2 家庭・地域と連携した実践的な防災教育の推進

- 各学校は、学校安全計画等に、今後懸念される自然災害に対する「そなえる」取組をより具体的に盛り込み、防災教育を充実させる。
- 防災教育の推進にあたり、各学校は、自他の生命を守り抜く力と「共助」の精神を育成するため、家庭・地域と連携して取り組む。

3 「いわての復興教育」副読本の活用

- 各学校は、各教科・領域など通常の教育活動において、副読本や防災教育教材(岩手県作成)を効果的に活用する。(副読本は上記HP上に掲載)

4 学校安全の確実な推進



学校安全の確実な推進～第2次学校安全の推進計画に基づいて～

※第2次学校安全の推進に関する計画 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm

1 目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けること。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすること。

2 職員研修の充実

- 学校保健安全法第27条で実施が義務付けられている「職員の研修」について確実に実施する。学校安全の三領域である「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」について各校の実情等に応じて、計画的かつ組織的に推進する。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子ども心のサポート http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html

1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、巡回型カウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。
- 専門家で構成する県内大学チームによる支援、電話相談を継続する。

3 心とからだの健康観察

- 9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。





「生きる力の基礎」を培う質の高い幼児教育の推進

小学校教育との円滑な接続

- 幼児期の発達に応じて幼児の生きる力の基礎を育成し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続につながる教育課程を工夫する。
- 全ての幼児教育施設において、3歳児以上の教育部分の整合性が図られたことを踏まえ、小学校との連携のみならず、同地区の幼児教育施設同士も積極的に交流し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に共有する場の設定や合同の研究会や研修会等の開催により連携を図る。
- 卒園児の授業を参観できる機会に積極的に参加し、幼児の発達と学びの連続性を見据え、日々の保育の在り方を見直す機会とする。

発達と学びの連続性の確保

発達と学びの理解

- 乳幼児期に生活や遊びを通して培われた身体的・社会的・精神的発達の基盤が、その後の育ちや5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）に関わる学びや生活へとつながっていくという見通しをもって、子供の主体的で協同的な活動の充実を図っていく。
- 幼児期は諸能力が相互に関連し合い、総合的に発達していくことを踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）を一体的に育むよう、体験の質を高める。

幼児理解に基づいた

指導計画の作成と実施

- 5領域に示すねらいを遊びを通して総合的に達成するために、カリキュラム・マネジメントを進め、各幼稚園等における教育課程や指導計画を不断に見直す。
- 心動かされる体験と体験がつながり、主体的・対話的で深い学びが実現するように妥当性や信頼性のある評価を工夫し、指導の改善に努める。
- 一人一人の幼児と直接に触れ合いながらよさや可能性を把握し、多面的に幼児を捉える工夫をし、特性に応じた指導を行うようにする。

「自発的な活動としての遊び」を通した幼児期にふさわしい生活の充実

1 環境を通して行う教育

- 幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりして捉え直すようになる過程を受け止め、環境との関わり方を深めるように働きかける。
- 教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して幼児の発達を促すようにする。

2 特別支援

- 特別な支援を必要とする幼児に対しては、集団の中での育ち合いを大切にしていくとともに、特別支援学校などの関係機関と連携を図り、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、保護者との密接な連携の下、計画的・組織的に適切な指導を行う。

3 子育ての支援（預かり保育を含む）

- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努め、保護者の要望や園の実情に応じて積極的に子育て支援の充実を図る。その際、保護者が安心して子育てに励むことができるようにその意義を伝え、子育ての喜びを味わえるようにし、保護者が幼児と共に成長していくことができるようにする。



児童生徒の学力向上

1 学力の3つの要素・・・学力向上とは、学力の3つの要素を子供たちに保障する取組である

- 基礎的・基本的な知識及び技能
- 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度

2 学力保障のための取組の方向性

県教育委員会では、県学習定着度状況調査や全国学力・学習状況調査等の結果等を踏まえ、各学校・各先生方が取り組むべき「課題克服のための重点目標と具体的取組」を以下の通り示している。

<重点目標>

諸調査結果を活用した「学校の組織的対応の強化」

児童生徒に確かな学力を保障するために、児童生徒の実態に立脚し、客観的なデータ（エビデンス）をより一層効果的に活用しながら、何が課題であるのか、そのつまづきはなぜ生じているのかについて、指導方法のみならず教育課程の編成や組織運営を含めた解決の手立てを学校内で検討し、全職員が当事者として取り組む。

<具体的取組>

- ア 前年度内に作成した『確かな学び、豊かな学び』実現プラン」を活用し、各学校における検証改善のサイクル（CAPDサイクル）を構築する
- ① 『確かな学び、豊かな学び』実現プラン」に基づいた取組を全職員で展開すること
 - ② 「誰が」「何を」「いつ」「どのように」「どの程度」行うのかを明確にして取り組むこと
 - ③ 取組の結果として、目標について検証するとともに、組織的な取組についても成果や課題を明らかにして次年度につなげること
- イ 全職員で取り組む校内体制の整備と実践
- ① 学級や教科、学年の壁を越えて組織的な対応を図るための校内体制を見直し、全職員参画による課題解決のための運営となるよう、主任層（教務主任や研究主任、学年主任等）が中核となり、取組を展開すること
 - ② 授業力向上を目指した教員相互の授業参観を計画的に行い、その授業参観の視点として「いわての授業づくり3つの視点」を参考とすること
 - ③ 各教科等において通常行われている学習活動の質を向上させることを主眼とし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めること
 - ④ 県学調や全国学調の問題を全教員が解いてみる機会を設定するなどして、今求められている学力についての理解を深め、日常の「授業」を核とした取組を推進すること
 - ⑤ 学習内容の理解を一層促進するために、家庭学習について質と量の両面から課題を共有し、改善を図ること
- ウ 校種間連携、保護者・地域との連携の一層の推進
- ① 中学校新入生学習状況調査や高校基礎力確認調査の結果を有効な資料として活用した校種間連携を図ること
 - ② 小問分析から見えた課題を校種間で共有し、学習指導における解決策を探ること
 - ③ 諸調査の分析結果やそれを受けた学校としての学力向上等の取組や家庭学習について、保護者・地域に対して働きかけ、連携を図ること

3 「先進実践校」事業の展開

県教育委員会では、平成26年度より「各種調査結果を活用した学力向上取組『先進実践校』事業」をスタートしました。各教育事務所管内において2校が先進実践校としての指定を受け、県の教育研究発表会や各種研修会等で実践事例の普及を図っています。

取組事例 HP <http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/gakkou/gakuryoku/52394/index.html>





県教育委員会では、学力保障の重点目標としている「諸調査結果を活用した『学校の組織的な対応の強化』や第3期アクションプランに掲げている指標との関連から、県学習定着度状況調査で実施している学校質問紙調査の中で、特に注視している7項目（TARGET 7）を取り上げ、各種研修会において周知するとともに、それぞれの質問項目に対する各学校の取組の充実を推進してきました。

結果としては、7項目中、小学校で6項目、中学校でも5項目において、積極肯定の割合が増加しており、校長のリーダーシップの下で、調査結果を活用した、各学校の学力保障の取組の改善が一層図られてきたことが分かります。このような重点化した取組を通して、県学調や全国学調における教科調査での課題の改善もねらいとしており、引き続き授業改善等への組織的取組の推進が重要です。

各学校においては、本年度の取組の成果及び課題を踏まえ、本県の児童生徒への確かな学力の保障に向けた一層の取組の充実を目指してほしいと考えています。

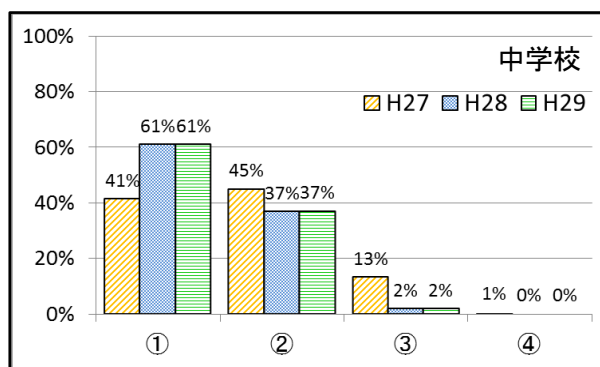
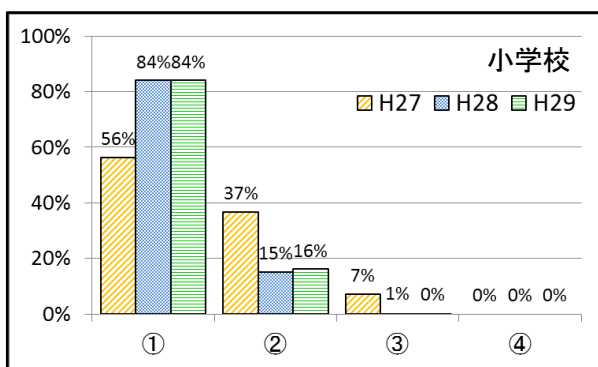
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程をそれぞれ含みます。

(項目番号は平成29年度学校質問紙調査の質問番号)

(15) 授業と連動した家庭学習の課題（宿題）を、計画的に出していますか。

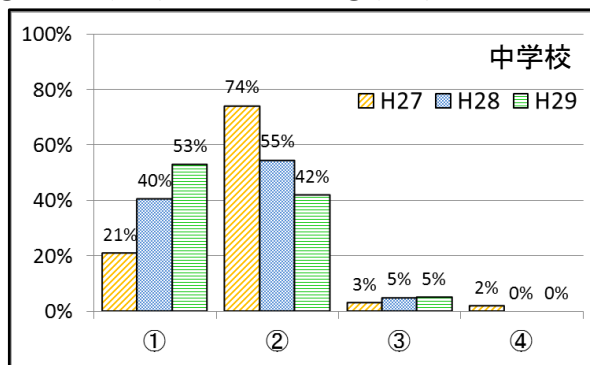
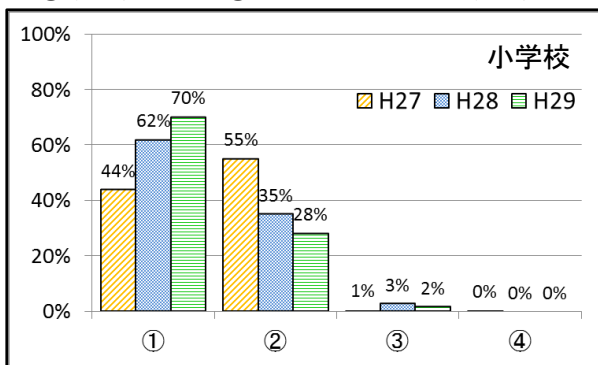
(対象：小学校及び義務教育学校5年算数、中学校2年及び義務教育学校8年数学・英語)

①出している ②どちらかといえば出している ③あまり出していない ④出していない



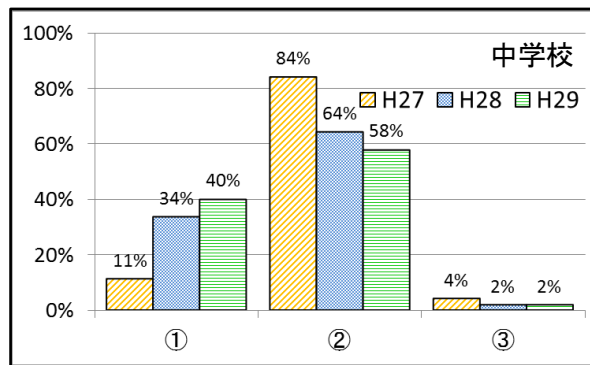
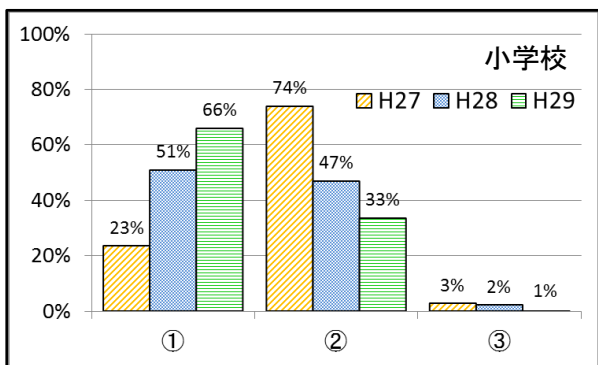
(20) 県学習定着度状況調査について、目標を設定して計画的に取り組みましたか。

①取り組んだ ②どちらかといえば取り組んだ ③あまり取り組めなかった ④取り組めなかった



(22) 昨年度の学習状況調査等の結果を活用し、学力向上などの自校の教育活動を改善しましたか。

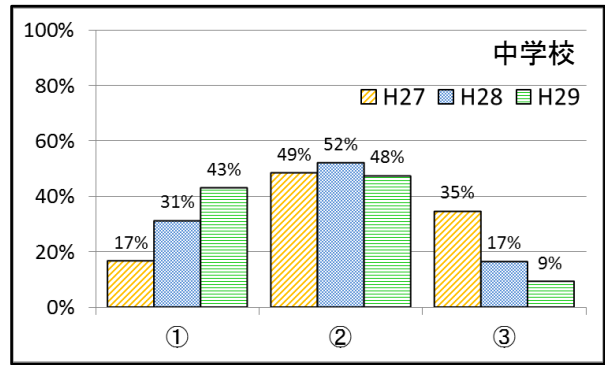
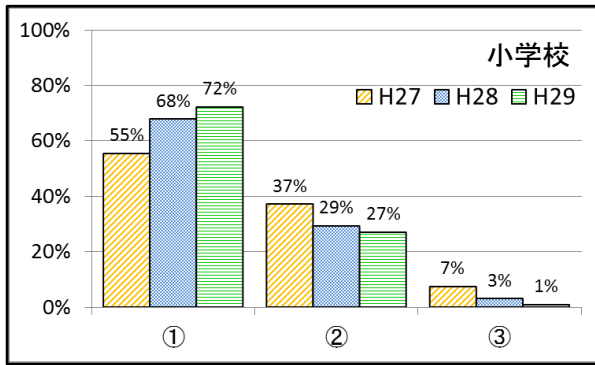
①改善した ②どちらかといえば改善した ③あまり改善していない





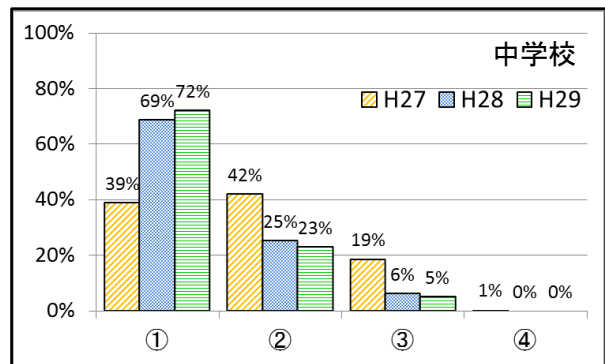
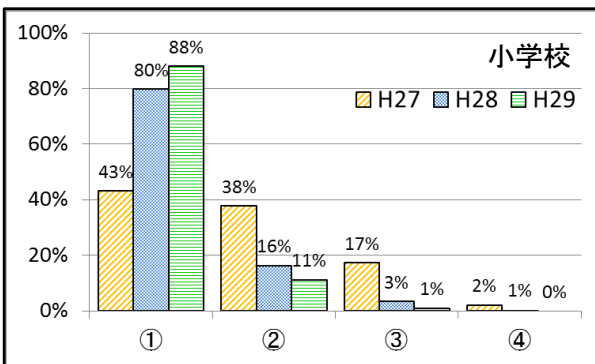
(24) 県学調・全国学調の問題の一部を、全教員で解いてみる時間を設定しましたか。

①設定し、実施した ②設定し、年度中に実施予定である ③設定していない



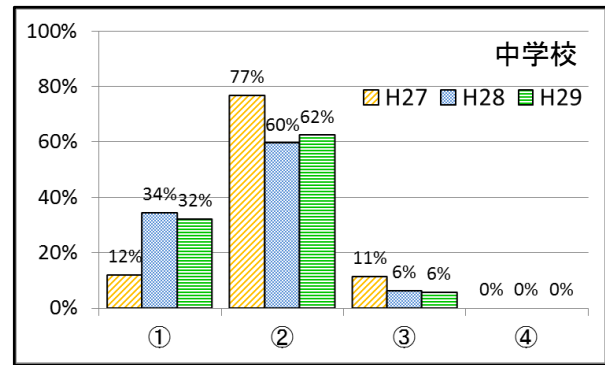
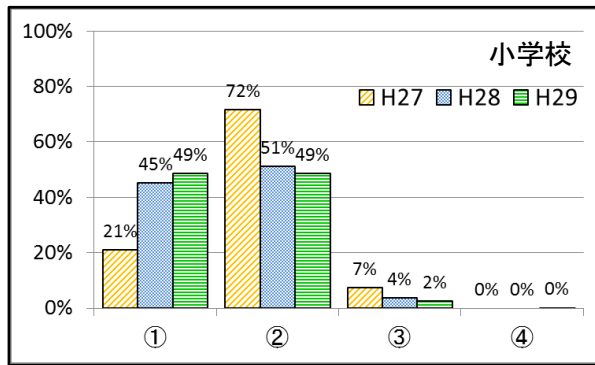
(25) 授業改善に向けて、校内研修に位置付けた教員相互の授業参観に取り組んでいますか。

①取り組んでいる ②どちらかといえば取り組んでいる ③あまり取り組んでいない ④取り組んでいない



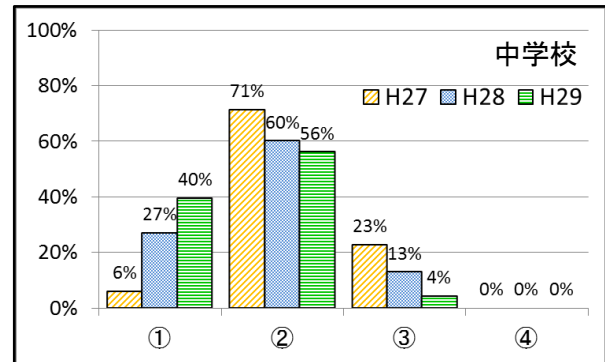
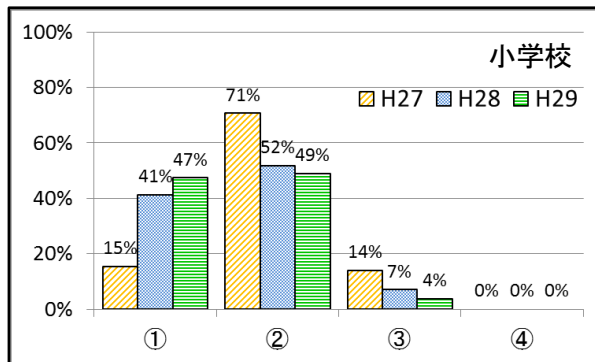
(28) 昨年度の県学習定着度状況調査の「集計・分析シート」の内容等から、学習に関する状況や課題を全ての教員で共有し、学校として組織的に課題の分析や指導方法の改善等に取り組んでいますか。

①取り組んでいる ②どちらかといえば取り組んでいる ③あまり取り組んでいない ④取り組んでいない



(29) 昨年度の「『確かな学び、豊かな学び』実現プラン」に記載した調査結果の分析内容や目標設定、取組計画などについて、年度をまたいで教職員間で共有し、指導改善に向けて活用していますか。

①活用している ②どちらかといえば活用している ③あまり活用していない ④活用していない





キャリア教育の充実

※いわてキャリア教育指導指針

<http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/gakkou/career/index.html>

1 いわてが目指すキャリア教育のねらい

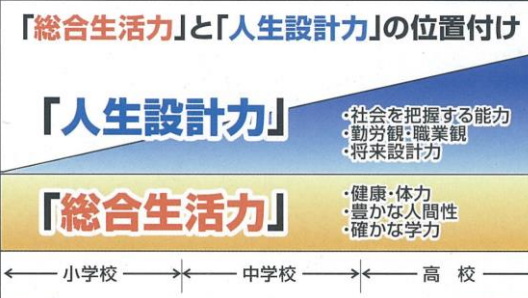
児童生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育む。

2 いわてのキャリア教育で育成すべき能力

【総合生活力】 社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力

【人生設計力】 主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力

発達段階に応じたキャリア教育



3 発達段階に応じた指導の重点

(1) 小学校

- 「総合生活力」に重点を置き、係活動や委員会活動などを通して、きまりを守ることや働くことの大切さを感じさせ、進んで働く態度を育てる。
- 他者との好ましい人間関係を築く中で、自分を知り、長所を伸ばそうとする意識をもたせ、体験的な学習を通して、「人生設計力」の基礎を築く。

(2) 中学校

- 「総合生活力」の充実から「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に、体験活動を通して現実の社会について理解させるとともに、勤労観・職業観の育成を図り、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さを理解させる。
- カウンセリングやガイダンスの機会を多く設け、生徒一人一人に応じた「人生設計力」を育成する。

4 推進のための方策

(1) 発達段階に応じた全体計画・指導計画の作成

児童生徒の発達段階や実態に応じた全体計画、それを具体化した指導計画を作成する。その際、各発達段階において身に付けることが求められる能力の到達目標を設定する。

(2) 体験的な学習の充実と質的向上

体験的な学習の実施に当たっては、周到な計画に基づき準備を進めるとともに、児童生徒が働くことや生きることを実感し、興味関心をもったことを探究できるよう事前・事後の指導を充実させる。特に、体験的な学習の質的な向上を目指すためには事後学習を確実に位置付け、ねらいに関わる個人の「まとめ」や「他者との交流」等の工夫が必要である。

(3) 推進のための環境整備

- キャリア教育に対する産業界等の要望の再確認
児童生徒に職業観を育成するうえで具体のイメージをもつために、積極的に地域の企業や産業界の方々と交流するなど、社会に対して正しく認識するよう知見を広める。企業見学を含む実践的な研修会を開催し、教員の勤労観・職業観の向上を図る。
- 校内の共通理解と関係機関との連携
キャリア教育の目標や考え方について校内の共通理解を図るとともに、社会全体で児童生徒を育成する観点に立って、関係団体や企業等との相互理解に努める。
- 学校外の教育資源活用にかかるシステムづくり
校内推進体制を整備するとともに、体験的な学習の受入企業等の確保に係るシステムやキャリア・アドバイザーの確保と活用に係るシステムの構築に取り組む。
- 家庭・保護者との連携の推進
PTA活動や保護者との面談、学校通信等を活用し、キャリア教育を通して育みたい能力や家庭・保護者に協力してほしいことなどについて、共通理解を図る。





豊かな心を育む教育の推進

1 道徳教育の充実

学校の教育活動全体で取り組むという観点から、校長の方針の下、学校の重点や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的で一貫した推進体制により、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図る。

- 将来に対する夢や希望、自己の人生や未来を開いていく力を育む源として、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。
- 道徳科を要とした学校全体としての道徳教育の充実・深化に向けて、震災津波に関連した体験や活動を生かし、各学校においては、かけがえのない生命や自らの存在の大切さなど、人間としての生き方についての自覚を深めるようにする。
- 先人の残した優れた業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。
- 道徳性を育む観点から、いじめの防止や安全確保等に資することとなるよう留意し、学校教育全体で行う道徳教育の指導内容が日常生活に生かされるようにする。

2 体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性を育むようにする。

- 豊かな自然や多様な農林漁業、価値ある伝統文化に恵まれた本県の特色を生かし、自然体験や勤労体験、幅広い世代とのふれあいなど豊かな体験を展開するよう工夫する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。

3 生徒指導の充実

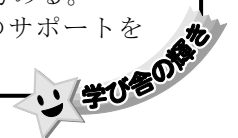
心豊かでたくましい、自立心をもった児童生徒の育成に努める。

- 好ましい人間関係を築く協調性や自立して生きるための生活基礎力を養う指導を行う。
 - ・ 生活体験を豊かにし、好ましい人間関係づくりや規範意識の醸成に努める。
 - ・ 児童生徒理解に努め、充実した学校生活を送らせるための教育活動の展開に努める。
- 教育活動のあらゆる場面で、生徒指導の機能を生かした自己指導能力の育成を行う。
 - ・ 児童生徒に自己存在感を与えるように努める。
 - ・ 共感的な人間関係を育成するよう努める。
 - ・ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助するよう努める。
- 「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止及び適切な事案対処について組織的な対応を行う。
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」の実効性をより高めるために教職員の共通理解を図る。
 - ・ いじめ防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な活動を推進する。

4 学校不適応対策の実施

全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努める。

- 学校不適應の未然防止、早期発見・適切な対応のための指導体制の整備を行う。
 - ・ 不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、適切な対応を行う。
- 学校間、関係機関等との連携の強化を図る。
 - ・ 児童生徒の情報を共有し、共通理解のもと、適切な指導が行えるよう連携に取り組む。
- 教育相談体制の一層の整備を行う。
 - ・ 教育相談担当者（コーディネーター）の役割を明確にし、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用するとともに、教職員の研修の充実に努める。
 - ・ 「心とからだの健康観察」の活用を図り、全児童生徒に対する中長期的な心のサポートを継続する。



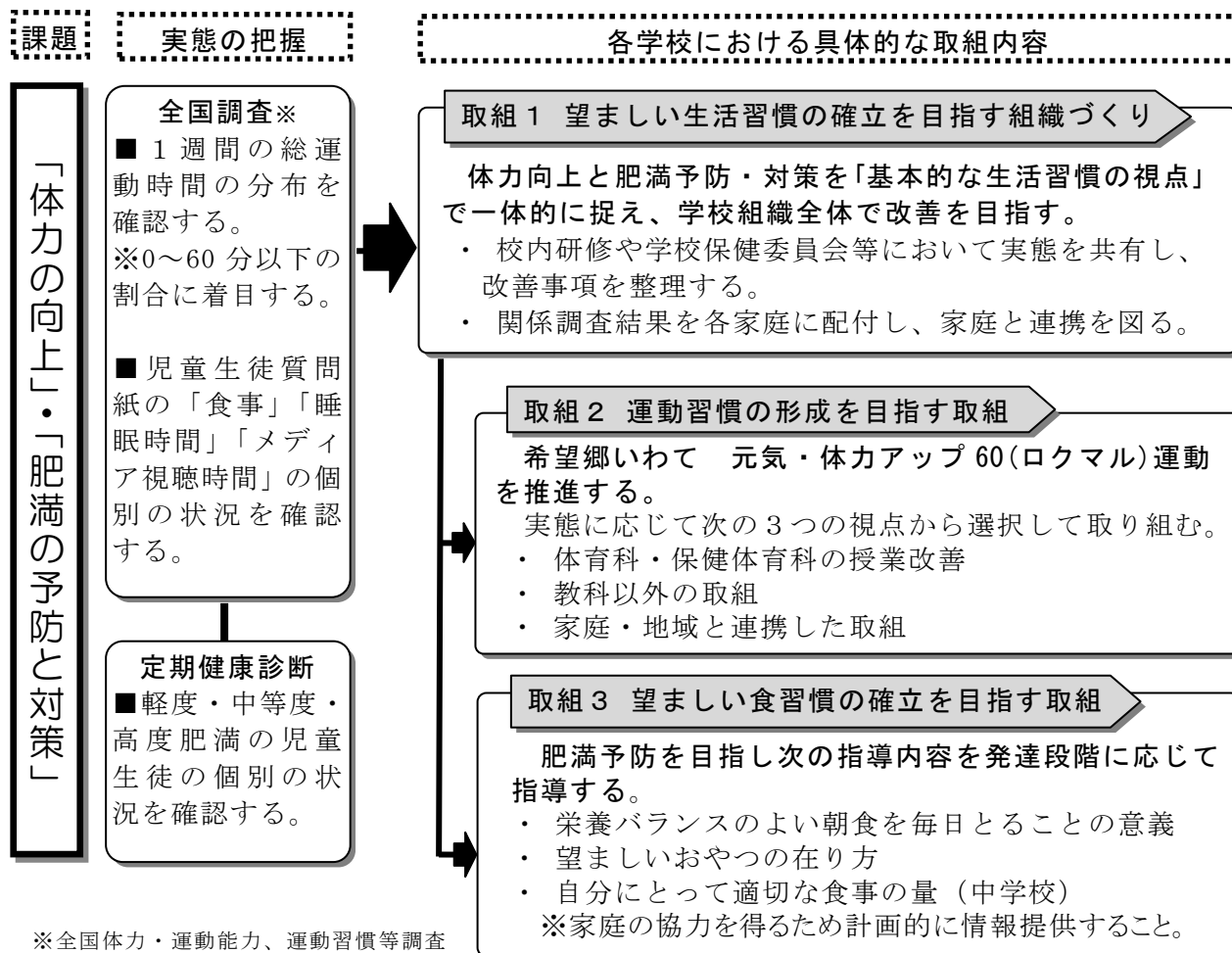


健やかな体を育む教育の推進

1 基本的な考え方

児童生徒の体力の向上や健康の保持増進を図ることは、活力ある学校生活を送る上で重要な要素であり、学力の向上や情緒の安定にも影響を与えるものである。また、学校卒業後も生涯にわたって豊かな生活を送るための基盤となるものであることから、各学校においては、児童生徒の体力と健康（肥満等）に係る調査結果を活用し、実態に応じた改善策を講じることが求められる。

2 2つの課題改善を目指した3つの取組



※全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3 運動部活動と現代的な健康課題に係る実施事項

○ 運動部活動の充実

- ・ 運動部活動の指導方針（ねらい・指導体制・活動時間・休養日の設定等）について、校内で共通理解を図る機会を設定する。
- ・ 指導方針について、教職員、保護者、外部指導者との情報交流の場を設定する。

○ 現代的な健康課題への対応

- ・ 中学校は、専門的な知識を有する指導者の協力を得て、「薬物乱用防止教室」を年1回開催する。
- ・ 各学校は、「アレルギー疾患対策委員会」を設置し、基本方針を決定するとともに、緊急時に適切に対応できるように校内研修を実施する。





※いわて特別支援教育推進プラン

特別支援教育の充実

<http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/gakkou/tokubetsu/017059.html>

「いわて特別支援教育推進プラン（平成 25 年度～平成 30 年度）」において、「つなぐ」、「いかす」、「支える」というキーワードで示した施策のもと、「共に学び、共に育つ教育」を推進する。

1 つなぐ：就学から卒業後までの一貫した支援の充実

幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、以下の点について取組を推進する。

- 「就学支援ファイル」、「就学支援シート」等を活用し、幼稚園や保育所等から小学校・義務教育学校前期課程へ、就学前の指導内容や支援方法等についての情報を引き継ぐ。
- 「個別の教育支援計画」を活用し、中学校・義務教育学校後期課程や高等学校等へ、指導内容や支援方法等についての情報を引き継ぐ。

※ いわて県民計画アクションプランにおいて、平成 30 年度は「特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合」の目標値を 100%としている。

※ 「個別の指導計画」に「個別の教育支援計画」に含まれる内容を取り入れたり、「個別の指導計画」と一緒に内容が記載されている用紙をファイリングしたりしている場合についても、「個別の教育支援計画」として考える。

2 いかす：各校種における指導・支援の充実

幼児児童生徒がもてる力を最大限発揮できるように、以下の点について取組を推進する。

- 地域における特別支援学校のセンター的機能、特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援教育エリアコーディネーター等を活用して、各学校における指導・支援の充実につなげる。
- 地域の中心的役割を果たしている特別支援学級を核として、授業交流・研修等を実施するとともに、特別支援学校や特別支援教育エリアコーディネーターを活用し、地域の特別支援教育の充実を図る。
- 「個別の指導計画」を活用し、PDCAサイクルによる指導・支援の充実を図るとともに、保護者との情報共有や、協力関係の構築につなげる。
- 「交流籍」を活用した居住地の小学校・中学校・義務教育学校との交流及び共同学習や特別支援学校との学校間交流等、幼児期から高等学校段階までの交流及び共同学習を推進する。

3 支える：教育環境の充実・県民理解の促進

特別支援教育の推進のために、教職員や県民の障がいに対する理解や、適切な指導と必要な支援を行うための教職員の専門性向上が必要であることから、以下の点について取組を推進する。

- 総合教育センター等における研修を活用し、特別支援教育への理解を深める内容や課題に応じた教育相談など指導・支援に係る専門性の向上を図る。
- 国立特別支援教育総合研究所・総合教育センターの長期研修派遣等を活用し、地域における特別支援教育推進のリーダー養成を図る。
- 県内 3 カ所で開催予定としている、県民向け講演会「いわて特別支援教育講演会」について、保護者等へのさらなる周知を図る。





家庭・地域との協働による学校経営の推進

1 明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくり
(いわて型コミュニティ・スクール構想)

- (1) 検証可能な目標達成型の学校経営への転換
- (2) 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進



「まなびフェスト」を活用した「学校評価」の取組



○目標達成型の学校経営の取組の推進には、「学校評価」を学校経営計画の改善に生かすことが必要。

- ・【自己評価】 各学校の教職員が行う評価
- ・【学校関係者評価】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

※ 加えて【第三者評価】もあるが、これは実施者の責任のもとで、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

＜参考資料等＞

- 「学校評価の手引」(小中学校編) 平成25年4月 岩手県教育委員会
- 学校評価について(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm
学校評価とは、子供たちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組です。今般、学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、義務教育学校並びに小中一貫型小学校^{※1}及び小中一貫型中学校^{※2}が発足したことから、小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点が、「学校評価ガイドライン」に反映されています。(平成28年に「学校評価ガイドライン」一部改訂)

※1 学校教育法施行規則に規定する中学校併設型小学校及び中学校連携型小学校を含む。

※2 学校教育法施行規則に規定する小学校併設型中学校及び小学校連携型中学校を含む。

2 学校内における人材育成

- (1) 校内における人材育成を推進し、全教職員の指導力向上
- (2) 授業力向上へ向けた OJT 等の活用

3 「社会に開かれた教育課程」の実現

- (1) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
 - ・各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ・教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善をを図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
 - (2) 全ての教職員で創り上げる各学校の特色
 - ・全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要があること。
 - ・地域とともにある学校として何を大事にしていくべきかという視点を定め、学校教育目標や育成を目指す資質・能力、学校のグランドデザイン等として学校の特色を示し、教職員や家庭・地域の意識や取組の方向性を共有していくことが重要であること。
 - (3) 資質・能力の育成を目指した教育課程編成と教科等間のつながり
 - ・児童生徒や学校、地域の実態に応じてどのような資質・能力の育成を図っていくのか明らかにする。
- (例) 学習の基盤となる資質・能力…言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 (学習指導要領解説総則編参照)





消費者教育

消費者被害が多様化・深刻化している状況を踏まえ、社会をたくましく生きていくため、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図る。

- 1 消費者教育と教育内容の理解
 - 消費者教育推進法（H24）の趣旨の理解
 - 学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の理解
- 2 自立した消費者の育成を目指した授業づくり
 - 自らの消費が環境や経済等に影響を与えることの理解と適切な商品等やサービスを選択できる力の育成
 - 商品等やサービスの安全性や購入時の事故、危険への対処等に関わる正しい情報や知識の習得
 - 将来を見通した意志決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力の育成

人権教育

いじめ・暴力・虐待等の課題を踏まえ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度と行動力を育成する。

- 1 人権が尊重される学校・学級づくり
 - 児童生徒一人一人を大切にされた学級
 - いじめ、暴力を許さない毅然とした指導
 - 人権作文・ポスター等への積極的な取組
 - 子どもの権利条約の理解と尊重
 - 各種通信による人権教育の情報発信
- 2 人権が尊重される授業づくり
 - 相手を大切にされた聴き方、話し方の指導
 - 一人一人が活躍する場の設定
 - 教科・領域等における人権に関する指導内容の充実
 - 自他の権利や生命を尊重する感性・実践力を育てる道徳教育の充実
 - 主体性を重視した交流・体験活動の実施

※文部科学省では、「人権教育に関する特色ある実践事例」を以下のページで公開しています。指導の参考としてください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm

環境教育

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して環境に関する見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。

- 1 各教科等の特性を生かした指導
 - 環境に関する基本的な知識の習得
 - 環境に関する見方や考え方の育成
- 2 豊かな体験活動の推進
 - 環境に対する豊かな感受性の育成
 - 環境に働きかける実践力の育成
 - 身近な現象に目を向けた取組の推進
- 3 環境ワークブック（副読本）の活用
（小学校第5学年）
- 4 環境教育指導資料の活用
[幼稚園・小学校編]、[中学校編]
（国立教育政策研究所発行）

伝統や文化の教育

我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育の充実を図る。

- 1 教育課程全体での指導の充実
 - 国語科（古典）、社会科（歴史学習）、音楽科（唱歌・和楽器）、美術科（美術文化）、保健体育科（武道）、総合的な学習の時間を中心とした各教科・領域との関連を図った指導
- 2 児童生徒や地域の特質に応じた指導
 - 地域の伝統や文化に関する内容の重視と児童生徒の発達段階に応じた指導の工夫
 - 地域人材等の活用による活動の充実と地域と児童生徒が一体となった活動の推進



学校図書館教育

児童生徒の読書活動が、言葉を学び、豊かな感性や情操、想像力を育む上で重要なものであることを踏まえ、読書指導を教育課程に適切に位置付け、創意を生かして計画的に実施するよう努める。

1 読書指導の充実

- 全校体制による読書習慣の育成
- 各教科等の特徴や発達の段階に応じた指導計画の改善、見直し
- 学校図書館の利活用の教育課程への位置付け
- 郷土の伝統・文化、偉人・先人についての本・資料等を読み、岩手を学ぶ読書活動の推進
- ブックリスト「いわ 100」(小学生版・中高生改訂版)の活用

2 諸条件の整備・充実

- 学校図書館の読書センター・学習センター・情報センター機能の確立
- 発達の段階や社会情勢に応じた蔵書の整備や司書教諭・学校司書の協働
- 公立図書館や地域、保護者との連携
- 学校司書の配置や新聞配備の促進

国際理解教育

伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会において主体的に行動できる人材を育成する。

1 児童生徒の発達段階や教科、領域の特質に応じた指導

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等の指導と適切に関連付けた指導
- 「国際理解教育実践事例集」等を参考にした、育むべき資質・能力に応じた指導の工夫

2 外国人児童生徒等への支援

- 日本語指導の「特別の教育課程」制度の周知と日本語指導の充実
- 外国人児童生徒教育に係る教材の活用

3 家庭・地域との協働

- グローバル人材の育成（震災後の国際交流や I L C 計画、企業のグローバル化等）
- 地域の特色や資源を生かした活動、地域人材の活用

情報教育

情報化社会に主体的に対応できる基礎的な資質を養うため、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する。

1 児童生徒の情報活用能力の育成

- 小学校段階におけるコンピュータ及び情報通信ネットワークなどの積極的な利用や文字入力などの基本的操作の確実な習得、論理的思考力を高めるためのプログラミング教育の充実
- 中学校段階における適切かつ主体的、積極的な I C T 活用を目的とした各教科等での情報活用能力の育成
- 情報モラルを確実に身に付けるための家庭や地域と連携した取組

2 ICT 機器を効果的に活用した授業改善

- 教育効果を高めるために、電子黒板などの I C T 機器の積極的な活用
- 校内体制の確立による計画的な教員研修の実施と I C T 環境の整備

小規模・複式教育

小規模校や複式学級を有する学校の特質を積極的に生かし、学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動を展開するとともに、児童生徒一人一人のよさを生かす個に応じた指導の充実に努める。

1 学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動の展開

- 地域に根ざし、地域の文化や伝統、自然環境を生かした教材や体験活動の充実
- 近隣の小学校や校区の中学校等と連携した教育計画の立案と実践（集合学習、交流学习、異校種間交流等）

2 児童生徒一人一人のよさを生かす個に応じた指導

- 少人数・複式学級など学校の特質を生かした指導計画の改善・充実並びに学習指導過程の工夫
- 系統性や順序性を重視した指導の充実
- 岩手の小規模・複式リーフレットの活用

<http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/gakkou/shouchuu/003306.html>



県教育委員会では、平成 27 年 12 月に「いわての授業づくり3つの視点」を作成しました。

これは、児童生徒の学力を保障するための授業はどうあるべきかという視点で考えた「授業の構成」を示すものです。教科、領域等の特質に違いはありますが、「授業の構成」はほぼ共通しています。

つまり、児童や生徒とどのような授業をつくり上げるかの大切な視点となりますので、校種や教科等を超えて、共通に議論できる視点として、本リーフレットを活用できます。

確かな学び、豊かな学びプロジェクト ～一人一人の学力を保障し、豊かな人間を育成する～

岩手県教育委員会
平成 27 年 12 月 1 日

県教育委員会では、平成 26 年 11 月発行のリーフレット「確かな学び、豊かな学びプロジェクト」において、学力との相関関係が見られる授業の要素を、「確かな学びの創造（5項目）」「豊かな学びの創造（5項目）」として示しました。

今回、これらの要素を「いわての授業づくり3つの視点」に位置付け、授業づくりや授業の検証に役立てたいと考えました。この視点で、児童生徒の「確かな学び、豊かな学び」の実現に向けて全县で共通して取り組み、学校での組織的な対応を展開することで、児童生徒一人一人の学力を保障し、豊かな人間の育成を図りたいと考えています。



「いわての授業づくり3つの視点」
により「確かな学び、豊かな学び」を実現する

視点1 見通し

視点2 学習活動

視点3 振り返り

◆3つの視点は、学習規律の徹底と温かい人間関係のある学級づくりの上に成り立つものです。



「いわての授業づくり3つの視点」

視点1 学習の見通し

■児童生徒の姿■

- ★学習課題（学習問題）を設定し、学習のゴールを見通す
 - ・この時間で、何ができるようになればよいか、何がわかればよいかをつかんでいる。
 - ・課題が、自分にとってどのような意味(役に立つ、楽しいなど)をもつのかを理解している。
- ★学習課題（学習問題）の解決に向けて、学習内容を見通す
 - ・既習内容を用いて解決する場合、どの既習内容を活用すればよいかを確認している。
 - ・既習内容を発展させて解決する場合、どの既習内容と関連付ければよいかを予想している。
 - ・新しい知識や技能を必要とする場合、先生や友達の説明などにより解決方法を理解している。
- ★学習課題（学習問題）の解決に向けて、学習プロセスを見通す
 - ・学習プロセスを形態、活動内容、時間などで捉え、どのように学ぶのかを理解している。

【指導の留意点】

- ◎児童生徒一人一人が、自分の学習課題（学習問題）として捉えることができるように工夫する。
- ◎身に付けさせたい力、学習活動、時間内に解決できることを意識した学習課題（学習問題）とする。
- ◎指導者が、学習課題の解決に取り組んでみた上で、学習内容や学習プロセスなどを構想する。

視点2 学習課題(学習問題)を解決するための学習活動

■児童生徒の姿■

- ★学習課題（学習問題）を解決するために学習活動をする
 - ・「学習の見通し」に沿って、主体的に学習している。
 - ・思考方法や表現方法、語彙や用語などを理解し、その時点での自分の考えをまとめている。
 - ・自分の考えをもって、ペアやグループ・全体での学習に臨み、自分の考えを発表したり友達の考えを自分の考えと比べながら聞いたりしている。
 - ・わからないことは、自分で調べたり友達や先生に質問したりしている。
- ★一人一人が学習課題(学習問題)を解決する
 - ・学習課題について、協働的な学習を通して深まったり広がったりした内容を、理由や根拠がわかるように記述したり話したりして、一人一人が自分の考えをまとめている。

【指導の留意点】

- ◎学習課題（学習問題）を解決するための手立てや視点、学習活動の方法について具体的に指導する。
- ◎学習課題（学習問題）を解決するために、主体的・協働的な学習展開となるように工夫する。
- ◎児童生徒一人一人が、身に付けるべき力を確実に身に付けることができるような学習活動にする。

視点3 学習の振り返り

■児童生徒の姿■

- ★学習内容を振り返ったり、学習の成果を実感したりする
 - ・授業を通して、できるようになったこと、できなかったこと、わかったこと、わからなかったこと、興味をもったことなどについて、自分の言葉で説明している。
 - ・評価問題を解いたり身に付いた力を確認したりして、学習の成果を実感している。
- ★学習プロセスを振り返ったり、協働的な学習活動の良さを実感したりする
 - ・どのような学習プロセスによって自分がどのように変容したのかなどについて、自分の言葉で説明したり、「友達から学ぶことができた」など、学習活動の良さを実感したりしている。

【指導の留意点】

- ◎学習の見通しで見通した、ゴールや学習内容、学習プロセスに照らして、振り返られるように工夫する。
- ◎必要に応じ、児童生徒の自己評価・相互評価、評価問題、教師の評価を適切に位置付ける。
- ◎児童生徒一人一人が自分の学習について、達成感や有用感を自覚できるように工夫する。



国 語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 指導事項に基づいた最適な言語活動を位置付け、児童生徒が課題解決に向けて、思考・判断・表現しながら主体的に学びを展開する学習活動の一層の充実を図ること
- 指導事項と言語活動に基づいた評価規準を設定し、学習内容の系統性を踏まえた適切な評価及び支援、児童生徒自身が学習の成果を自覚する活動を大切に行うこと

小学校

- 目的に応じて本や文章を選んで読んだり、それらを活用して自分の考えをまとめたりするなど、積極的に読書を位置付けた学習活動を進めること
- 話の内容を十分に捉えて聞くことや自分の考えと比べながら聞くこと
- 自分の考えを明確に伝えるために文章全体の構成の効果を考えて書くこと
- 文章全体を対象にして、目的に応じて内容や要旨を捉えながら読み、筆者の書き方や表現の工夫・意図に着目して読むこと
- 日常生活で使うことができる語彙を増やすこと

中学校

- 目的に応じて本や文章を選んで読んだり、それらを活用して自分の考えをまとめたりするなど、積極的に読書を位置付けた学習活動を進めること
- 必要に応じて質問をするなど、話の構成や展開に注意して聞くこと
- 目的に応じて、複数の情報を関連付けて整理した根拠と自分の考えを明確にし、文章の構成を工夫して書くこと
- 目的に応じて、文章の構成や展開、表現の仕方を意識して読み、それに対する自分の考えをもつこと
- 古典に親しむことができるよう、学習活動を工夫すること

社 会

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 目標や指導内容を明確化し、「社会的な見方・考え方」を働かせて行う授業を構想すること
- 「見通しと振り返り」と「社会科における言語活動」を大切にしたい問題解決的な学習や適切な課題を設けて行う学習を展開すること
- 目標に照らした学習評価により、児童生徒の学習状況の見取りと適切な支援を行うこと

【今年度の重点】

小学校

- 1 「見通しと振り返り」を大切にしたい問題解決的な学習を展開すること
 - 問題意識を醸成したうえで学習問題（学習課題）を設定するとともに、学習問題に対する予想や予想をもとにした解決の見通しをもつことができるようにする。
 - 学習の振り返りを大切に、学習問題に対するまとめや社会的事象に対する自分の考えなどを表現したり、自己の変容や学び方を振り返ったりできるようにする。
- 2 「社会科における言語活動」を大切にしたい問題解決的な学習を展開すること
 - 各種の資料から、必要な情報を集めて読み取ったり記録したりすることができるようにする。その際、資料の見方や読み取り方を、意図的・計画的に指導する。
 - 取り出した情報をもとに、根拠を明らかにしながら社会的事象の特色や事象間の関連、社会的事象の意味や意義について考え表現できるようにする。

中学校

- 1 「見通しと振り返り」を大切にしたい適切な課題を設けて行う学習を展開すること
 - 小学校の学習を基盤としながら、より明確に解決の見通しをもったり、社会参画の視点から振り返りをしたりすることができるようにする。
- 2 「社会科における言語活動」を大切にしたい適切な課題を設けて行う学習を展開すること
 - 複数の資料から情報を取り出し、社会的事象の意味や意義を解釈したり、事象の特色や事象間の関連を説明したり、自分の考えを論述したりできるようにする。
 - 目的を明確にし、各分野の特質に応じた「言語活動」を充実させる。
 地理的分野：地図等を有効に活用して事象を読み取ったり解釈したりする学習 等
 歴史的分野：時代を大観し表現する活動や時代の転換の様子を捉える学習 等
 公民的分野：習得した知識や概念を活用して社会的事象について説明する学習 等



算数・数学

わかる授業

【授業改善に向けて】

○ 算数・数学の諸調査結果等を踏まえ、子供に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導改善を図るとともに、子供自身が自らの学びを振り返り、次の学びに向かうことができるように学習評価の充実を図ること

- ⇒ 『「わかる授業」づくりのためのリーフレット』で示した具体的取組の充実を図ること
 特に ・授業前には、「指導目標の吟味」を行うこと
 ・「学習課題の把握」で子供と指導目標の共有を図ること
 ・「本時の学習を振り返る場面」を設定すること

※ 『「わかる授業」づくりのためのリーフレット』 <http://www.pref.iwate.jp/kyouiku/gakkou/gakuryoku/042124.html>

☆ 諸調査結果分析等を踏まえ、「算数・数学の学びの質」を高める指導改善へ！
 ～数学的に考える資質・能力について、子供が「わかった!」「できた!」を実感できる授業～

数学的な
見方・考え方を働かせる

算数・数学の
学びに向かう
態度を育む

活用を通して
知識及び技能の
習得を促進

適用, 発展・統合
の時間を
重視した展開

授業前半の
数学的活動の
焦点化・シム化

※これらの活動を、自立的に、時に協働的に位置付け、それぞれに主体的に取り組めるようにする。
 ※それぞれの活動・過程を振り返り、評価・改善することができるようにする。

☆ 単位時間の授業における複数回の**問題発見・解決の過程**を通して、子供が表面的な理解から「より深い理解」への変容を目指せるような授業にすること

☆ 子供の学習状況を適切に見取り、**肯定的に声をかけるとともに、つまずきの表出・解消**を図る活動の充実に取り組むこと

【今年度の重点】

小学校

- 四則計算の結果について、見通しをもったり正しいか判断したりできるようにすること
- 式を計算の答えを求める手段としてだけでなく、ある場面での数量についての事柄や、数量関係を表現するものとして捉えさせるために、**式の意味を場面と結び付けて説明したり、文字を用いて式に表現したりする活動を重視すること**
- 伴って変わる二つの数量の関係を捉えてそのきまりを式に表したり、きまりに着目して問題を解決したりする活動に取り組ませ、**関数の考え**を育成するとともに、生活やこれからの学習に活用できるようにすること
- 数学的な思考力・表現力を高めるために、言葉、数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を適切に用いて、かいたり、話したりする活動を充実させること

中学校

- 意味理解を深める活動の充実、基礎計算力の向上に取り組むこと
- 数や図形の性質等について、「**式に表す**」「**式を読む**」活動を双方向で取り入れること
- 「事柄」「方法」「理由」について説明する活動を適切に位置付けること
- 「資料の活用」において、資料を基に判断し、その理由を説明する活動を重視すること
- 「図形」等において、**証明の方針を立てることが**できるような場面を設定すること
- 新しい知識や技能の習得に伴い、既習の知識を再構成する「**学び直し**」の機会を設定すること

◇ 日常の事象を数理的に捉え、数学的に処理し問題を解決したり、数学の事象について**統合的・発展的に考え**問題を解決し、概念を形成したり体系化したりする数学的活動の充実を図ること

◇ 中間層をより伸ばすために、**指導目標と評価の観点、評価規準**を明確にした授業を構成すること

◇ 諸調査等を参考に、**学習評価の妥当性、信頼性等**を高め、その後の学習指導の改善に生かすこと
 （**知識・理解、数学的な見方や考え方の観点における評価問題の作成**など）

◇ 授業改善に取り組む際には、諸調査の解説資料、報告書、授業アイデア例等を参考にするとともに、教科書巻末の補充問題等も含めた指導計画を立てること

（H29 全国学調：小算B $\boxed{5}$ 、中数B $\boxed{4}$ 、B $\boxed{5}$ など、H29 県学調：小算 $\boxed{15}$ 、中数 $\boxed{4}$ 、 $\boxed{12}$ など）



理 科

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 問題解決の力（小）、科学的に探究する力（中）を養うこと
- 観察・実験への見通しや目的意識をもたせること
- 学習問題（学習課題）を解決するための学習活動を展開すること
- 振り返りの場면을位置付け、達成感や有用感を自覚できるように工夫すること

【今年度の重点】

- 1 問題解決の力（小）、科学的に探究する力（中）を養うこと
 - 児童生徒が主体的に問題（課題）解決に取り組む学習活動や、観察・実験などの体験活動を十分に位置付けた単元計画を作成し授業を展開すること
 - 発達の段階に沿った科学的な思考力・表現力の育成を図ること
- 2 導入や学習問題（小）・学習課題（中）設定を工夫し、観察・実験への見通しや目的意識をもたせること
 - 事象提示の工夫等により、児童生徒の問題（課題）意識を高め、気付きや疑問を生かした学習問題（学習課題）を設定すること
 - 根拠をもとにした予想・仮説を立てさせること
 - 観察・実験方法の計画・確認（条件制御を意識して）を丁寧に行うこと
- 3 学習問題（小）・学習課題（中）を解決するための学習活動を展開すること
 - 予想・仮説、考察等において、その目的に応じた言語活動に取り組むこと
 - 結果（事実）と考察（解釈：予想・仮説に対して結果から導き出される考え）を明確に区別すること
 - 問題（課題）に正対した考察となるよう、問題（課題）-予想-考察に一貫性をもたせること
- 4 振り返りの場면을位置付け、達成感や有用感を自覚できるように工夫すること
 - 自然や日常生活と関連付けさせることで、理科を学ぶ意義や有用性を実感させること

生 活

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 生活科の目標で示されている教科の特性や生活科の果たす役割を十分に理解するとともに、実践を通して指導計画の見直しを行い、授業改善につなげていくこと
- 児童の思いや願いを引き出し、児童が没頭できるような活動や体験を通して、一人一人の気付きを丁寧に見取り、気付きの質を高める学習活動を展開すること

【今年度の重点】

- 1 具体的な活動や体験を通して学習活動を展開するため、地域の実情に応じた指導計画の工夫・改善を図ること
 - 各学校がもつ身近な資源（ひと・もの・こと）を積極的に学習に活用しながら、学習の系統性に配慮して単元を構成し、2学年間を見通した年間指導計画を作成すること
 - 幼児教育との連携を図る手立て（スタートカリキュラムの作成・実施・改善、幼稚園等の教職員との合同研修等）を講じ、幼児教育との学びの連続性を保障すること
 - 活動と思考が一体的である生活科の学びを抽象化・一般化が高まる中学年以降の教育に円滑に移行すること
- 2 児童の思いや願いを育み、主体的な学習活動を展開し、評価すること
 - 児童一人一人の思いや願いに基づいた問題解決的学習活動を展開すること
 - 学習活動の中で児童に生じた気付きを見取り、振り返って表現したり、伝え合い交流したりすることで、児童が気付きを自覚するよう、質的に高めるための手立てを講じること
 - 設定した評価規準を踏まえ、どのような具体的事実から評価したのかという判断の根拠を明確にし、評価の妥当性や信頼性を高めること



音楽

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 児童生徒にどのような音楽の力を身に付けさせるのかをはっきりさせて授業をすること
- 日々の授業でどのような実現状況になっていけばよいか、具体的に児童生徒が実現している姿を明確にした授業をすること
- 児童生徒自らが主体的に音や音楽を聴き取り（知覚し）、そのよさや特質を感じ取り（感受し）、自分なりの思いや意図をもって音楽表現の工夫をし、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽を創ったり、鑑賞を深めたりする授業をすること

【今年度の重点】

- 1 日々の授業の指導目標に、「指導事項」と「共通事項」を必ず位置付けること
 - 児童生徒に何を学ばせたいのか、「指導事項」と、「共通事項」に関わる音楽を形づくっている要素を絞り込み、学習内容を明確化、具体化して児童生徒に示すこと
 - 児童生徒が何を学び、どのような音楽の力を身に付ければよいか、はっきり分かるように学習のねらいを示し、そのねらいに沿ったまとめと評価を行うこと
- 2 児童生徒の実現している姿（例：発言の内容、記述の内容、技能の状況など）を教師自身が明確にもつこと
 - 児童生徒が授業でどのような姿になっていけばよいかを明確にすること
 - そのために、教師が児童生徒の発言例や記述例などを具体的にもつこと
- 3 「音楽的な見方・考え方」を働かせ、音楽の資質・能力の育成を図ること
 - 音や音楽を聴いて、どのような感じがしたのか、そのように感じた理由（根拠）は何かを、音や音楽を形づくっている要素と、その働きの視点で捉え、言葉や具体的な活動を通して思考・判断し、思いや意図をもって主体的に表現を工夫するなど、音楽に対する感性を働かせ、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などに関連付けること

図画工作・美術

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 「やるべきこと」学習指導要領の指導事項から育成する資質・能力を確かめ指導すること
- 「やりたいこと」児童生徒が主題や表し方を見付け、決定できるように指導すること
- 「やれること」材料や用具等の準備、児童生徒のよさを認め伸ばす学習評価をすること
- 「造形的な見方・考え方」を働かせて学習が深まるよう、形や色、材料などの特徴をもとに、豊かなイメージをもたせる指導をすること
- 生活の中の造形や美術文化への関心を高め、そのよさや美しさに気付く指導をすること

【今年度の重点】

- 1 育成を目指す資質・能力と実現している児童生徒の姿を明確にして指導と評価を行うこと
 - 学習指導要領をもとに、題材毎に目指す資質・能力「やるべきこと」を明確にすること
 - 「やるべきこと」を児童生徒も理解して取り組めるような学習課題を設定すること
 - 「やりたいこと」（主題や表し方等）を児童生徒が見付け、決定できる題材設定とすること
 - 「やれること」を児童生徒が十分に実現できるよう、材料や用具、時間を適切に設定するとともに、児童生徒の学習状況を適切に評価し指導に生かすこと
- 2 「造形的な見方・考え方」を働かせ、図画工作・美術の資質・能力の育成を図ること
 - 児童生徒が、感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことができるよう、〔共通事項〕を基に、A表現及びB鑑賞の指導事項に即して児童生徒が思考するような学習課題や発問を構想すること
 - 〔共通事項〕（形や色、イメージなど）の視点から、表したいことや感じ取ったことを伝え合う場を設定し、見方や感じ方、考え方を広げたり、深めたりする指導をすること
- 3 平素の学校生活における美的な環境づくりに努めること
 - 児童生徒の美的な感性が育ち情操が培われるようにするとともに、表現や鑑賞の学習の意欲付けにもなるよう、校内（廊下、階段、図工室、美術室、図書室など）に児童生徒作品や美術作品、その他関係資料を展示したり備えたりすること



家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 中学校家庭分野への接続を見通し、製作、調理などの実習や観察、調査、実験などの実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を目指すこと

【今年度の重点】

- 1 生活をよりよくしようと工夫する資質や能力を明確にし、授業を設計すること
 - 各題材の指導計画・評価計画を重視し、1単位時間の指導目標を明確にすること
 - 1単位時間の授業では、目指す児童の具体的な姿を設定し、指導と評価の一体化を図ること
 - 2年間を見通した学習指導のためにガイダンス機能を重視し、各学校の実態に応じた適時・適切な題材配列を行い、教師と児童が共有すること
- 2 実践的・体験的な活動、問題解決的な学習を重視すること
 - 日常生活で活用する能力を高める上での基礎・基本の習得を目指すこと
 - 製作、調理などの実習や観察、調査、実験などの活動を学習場面に適切に設定すること
 - 学習内容が家庭での実践につながるよう計画するとともに、実践に向けて家庭との連携を図ること

技術・家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 技術・家庭科の学習が、生産や消費、安全な生活や社会づくり等に深く関わることを意識し、「生活を工夫し創造する能力と態度」の育成のために、生徒の学習状況の把握に努めるとともに、自ら課題を見出し解決を図る問題解決的な学習を一層充実させること

【今年度の重点】

分野共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活を工夫し創造する資質や能力を明確にし、授業を設計すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 各題材の指導計画・評価計画に基づき、1単位時間の目標を明確にすること ○ 1単位時間の授業では、目指す生徒の具体的な姿を設定し、指導と評価の一体化を図ること（1授業1評価を基本とする） 2 生徒が主体的に課題に関わるような視点から、授業を構成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 製作、調理、観察・実験、見学などの実践的・体験的な学習活動を重視すること ○ 学習シート、レポート、対話や発表等、生徒の思考を可視化する手立てや機会の位置付けとその評価を通して「言語活動の充実」を図り、思考力・判断力・表現力等の育成に努めること ○ ICTを効果的に活用すること
技術分野	<ol style="list-style-type: none"> 3 各内容A～Dにおける「技術（technology）の適切な評価・活用」及び「計画・設計」に係る指導事項については、特に指導と評価の工夫に努めること <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの指導事項に係る授業では、technologyと生活や社会、環境等との関係を考え、計画・設計を修正したり、適切に評価・活用したりする能力や態度を育成することをねらいとし、第2観点（生活を工夫し創造する能力）で評価すること
家庭分野	<ol style="list-style-type: none"> 3 小・中・高の系統性を踏まえ指導を充実させること <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校での生徒の技能の習得状況の把握に努め、中学校で習得すべき技能を確実に身に付けさせること ○ 「生活の課題と実践」の取組においては、課題発見、検討・計画、実践活動、評価・改善という一連の学習活動を重視し、問題解決的な学習を進めること

※＜家庭＞、＜技術・家庭＞においては、安全管理、安全・衛生指導の徹底が授業の前提条件であること。

- 例：
- (1) 施設・設備、機器・工具類等の日常的な点検、整備の徹底
 - (2) 日常の環境整備（換気や整理整頓等）の徹底
 - (3) 保護眼鏡やマスク等、作業内容に応じた適切な保護具の使用の徹底



体育・保健体育

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 新学習指導要領の実施に向けて、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフにつながるよう、年間指導計画及び単元指導計画を見直すこと

＜小学校＞ 指導内容は、学習指導要領解説、学校体育実技指導資料（文部科学省 HP 掲載）、陸上運動系「走運動」指導の手引き（県教委）を確認するとともに、運動に対する意識を高めるよう児童の実態と学校環境に応じて決定すること

＜中学校＞ 体力や技能の程度、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむことができるよう、学習形態や学習方法の改善を図ること（原則として男女共習）

【今年度の重点】

小学校

- 1 新しい単元に入る前には次の点を確認すること
 - ・前年度の指導内容 ・児童の意識（好き・嫌い） ・指導資料の掲載内容
- 2 単位時間においては、運動を通した試行錯誤の学習時間を十分に確保すること
 - ・説明や指示内容の整理 ・準備や後片付けの指導 ・待機時間の削減

中学校

- 1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における生徒質問紙調査結果等を活用し、自校の生徒の実態に応じた指導の充実を図ること
- 2 学習従事時間を十分に確保するとともに、教材を工夫して「できる（技能）」「身に付く（態度）」「わかる（知識）」「活用する（思考・判断）」体育授業を進めること

中学校外国語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 外国語活動との円滑な接続を図るとともに、高校の授業へのつながりに配慮すること
- 学習到達目標（CAN-DO）の達成に向けて、単元や授業をバックワードデザインすること
- 新学習指導要領を見据え、多様な言語活動を通して基礎・基本の定着を図ること

【今年度の重点】

- 1 小学校や高校における外国語教育の目標や授業の実際を知り、中学校の指導につなげること
 - 小学校外国語活動の成果を生かした豊かなコミュニケーション活動を展開すること（体験的な理解と気付き、積極的な態度、音声や基本的な表現への慣れ親しみ等）
 - 目的や場面設定を明確にし、コミュニケーションに必然性と相手意識をもたせること
 - 高校への接続を意識し、生徒の言語活動を中心とした、英語による授業を行うこと
- 2 各校で作成した CAN-DO リストの活用を図るとともに、その内容を生徒と共有すること
 - 各学年における CAN-DO リストを予め生徒に示してゴールを共有すること
 - CAN-DO の達成に向けた言語活動に必要な内容を指導計画に位置付けて指導すること
 - 授業中の観察及びパフォーマンステスト等により CAN-DO の達成状況を把握すること
- 3 生徒の学習プロセスを吟味し、授業と家庭学習をつなぐこと
 - 単元や本時の目標を生徒に明示し、学習の見通しをもたせるとともに、その達成状況について、教師の確認の場や生徒の振り返りの場を設けること（課題設定→言語活動→評価）
 - 授業ではインタラクションのある言語活動に取り組みせ、家庭学習では一人で取り組めることを行わせるなど、生徒が主体的に英語を使うことを通して学習内容の定着を図ること



外国語活動（外国語）

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 外国語活動（外国語）の目標を踏まえ、指導と評価の充実に努めること
- 新学習指導要領を見据え、外国語活動（外国語）に関する校内研修の充実に努めること
- 小中連携及び中学校区内の小小連携を図り、外国語教育の円滑な接続に努めること

【今年度の重点】

- 1 児童に、外国語を通じて、コミュニケーションの楽しさや喜びを味わわせるとともに言葉でやり取りする必然性を大切にした指導をすること
 - 児童が思わず聞きたくなる、何とかして伝えたいような授業を仕組むこと（コミュニケーションの目的・場面設定、相手意識、聞く・話す必然性等）
 - 単元と単元（授業と授業）のつながりや他教科等との関連を意識すること
- 2 外国語活動（外国語）の趣旨、目標及び内容等について正しく理解すること
 - 単元の目標及び本時のゴールを指導者が意識し、指導と評価の一体化を図ること
 - 児童の言葉に対する気付きや相手との関わりを通して得た気付きを見取り、適切に価値付けて児童に返すこと
- 3 外国語教育に係る校内研修の充実に努めること
 - 外国語中核教員を中心に、授業づくりや英語運用に係る研修に校内体制で取り組み、新学習指導要領の実施に向けた準備を進めること
 - 中学校及び同一中学校区内の小学校と一層の連携を図り、指導方法の共有化を図ること

【移行期（H30-31）における外国語教育推進のポイント】

新学習指導要領では、中学年外国語活動、高学年外国語の導入の趣旨について、次のとおり示されている。これらの趣旨を正しく理解し、「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「読むこと」「書くこと」の言語活動をバランスよく設定し、移行措置の内容を確実に実施することが求められる。

中学年

小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めること

高学年

高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視すること

- 1 児童の実態に応じた指導計画の作成を行い、適切な教材使用・題材選定をすること
 - 発達の段階及び児童の実態に応じた言語材料を適切に選択すること
 - 中学年では、新教材を中心に指導計画を作成すること
 - 高学年では、新教材が中学年外国語活動との系統性に配慮されているため、“Hi, friends!”を指導計画の中心に据えながら、移行措置の内容を新教材で補うよう計画すること
- 2 増加時数で、「慣れ親しみ」を「定着」に高める指導について検討すること
 - 「慣れ親しみ」の先に「定着」があることを踏まえ、既習事項を別の場面設定で何度も繰り返し使用させるように活動を工夫すること
 - その場で自分の考えや気持ちを伝えるなど、外国語を「自分の言葉」として使う活動を設定すること
- 3 「読むこと」と「書くこと」の指導に取り組むこと
 - 音声で十分に慣れ親しんだ表現を取り扱うことが前提であること
 - 新学習指導要領の「読むこと」、「書くこと」の目標を踏まえた言語活動を設定すること



特別の教科 道 徳

【授業改善に向けて】

- 道徳教育の重点を明確にし、全体計画や年間指導計画をより実効性があるものに改善すること
- 児童生徒が道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする特別の教科 道徳（道徳科）への質的転換を図り、児童生徒の道徳性を育むこと
- 道徳科で何を理解させ、何を考えるのかを明確にし、主体的な学び合いによって、児童生徒がねらいとする道徳的価値の自覚を深めることができる魅力的な道徳科の授業を目指すこと

【今年度の重点】

1 学校組織としての取組の充実

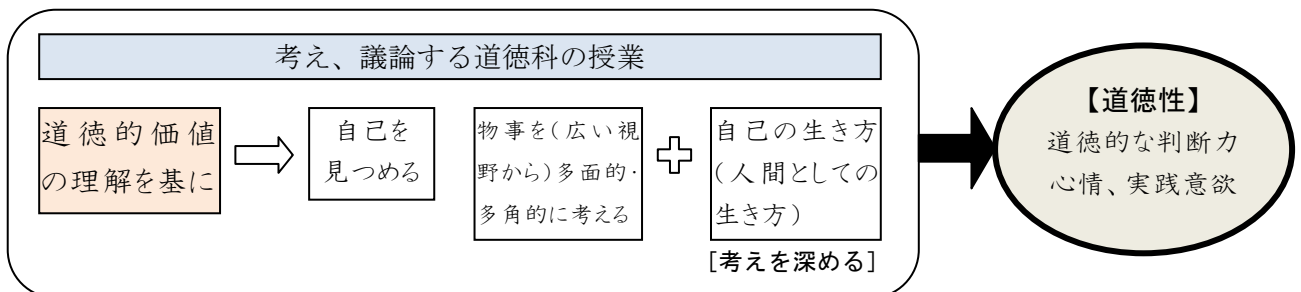
- 各学校における道徳教育の目標を踏まえ、校長の明確な道徳教育の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした機能的な推進体制を構築し、全教職員が協力して道徳教育を推進するとともに、道徳科の授業改善及び評価の在り方について研修の充実を図ること

2 活用しやすい全体計画、指導計画への改善

- 全体計画、指導計画については、児童生徒の道徳性を豊かに育むために、発達段階にふさわしい指導の目標を明確にし、指導内容や指導方法を生かして計画的に進め、全教職員で共有するものであること
- 全体計画については、道徳教育に関わる各教科等の指導や体験活動等の内容及び時期が分かるものを別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用できるものにする
- 年間指導計画は、教科書を主たる教材として、学校の道徳教育の重点を踏まえた教材の配列を工夫し、展開の大要も含めるなど各時間の指導の概要が分かるものにする

3 児童生徒にとって魅力ある道徳科の授業改善

[道徳科における学習過程]



[授業構想のポイント]

☆指導要領解説に基づく内容項目の道徳的価値観を理解し、ねらいの構造を捉える。

☆指導方法について

- *登場人物の心情理解に終始するのではなく、自我関与が適切に位置付いている学習を工夫する。
- *道徳的価値そのものを問題解決するのではなく、児童生徒がこれから生きる上で出会う様々な場面で主体的に解決できることにつながる問題解決的な学習を工夫する。
- *単なる生活経験の話合いにならぬよう、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる。
- *児童生徒が切実感をもって多面的・多角的に考える発問の吟味や話合いの工夫を行う。

4 評価について

- 道徳科の評価は、学習状況に関する内容や道徳性に係る成長の様子について児童生徒のよさを認め、励ます個人内評価であること
- 評価の視点等について教師間で共通理解を図り、具体的な資料や方法等を明確にしながら組織的に推進すること



総合的な学習の時間

【授業改善に向けて】

- 学習指導要領改訂の趣旨や目標等を踏まえた計画を作成し、適切な学習活動を行うこと
- 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成すること

【今年度の重点】

- 1 学習指導要領改訂の趣旨や目標等を十分に踏まえた指導計画を立てること
 - 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校の教育目標を踏まえて目標を設定すること。
 - 各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
 - 年間や、単元（題材）など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るように指導計画を作成すること。
 - 児童生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
- 2 総合的な学習の時間の特徴に応じた学習活動を行うこと
 - 総合的な学習の時間の本質である「探究的な学習の過程」を一層重視し、探究のプロセスを支える探究的な見方・考え方を働かせること。
 - 各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら課題の解決に向けて取り組む横断的・総合的な学習を行うこと。
 - よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えることにつながるものであること。

特別活動

【授業改善に向けて】

- 各活動や学校行事のねらいを明確にし、議題や題材の設定にあたっては、朝の会や帰りの会等による事前、事後の指導を効果的に行い、学級活動を一層充実させること
- 特別活動の内容の特徴に即して児童生徒が自ら考え、高めていくような自主的、実践的な活動を展開していくこと

【今年度の重点】

特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特徴を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図っていくこと

- 1 学級経営の充実
 - 学級活動における児童生徒の自発的・自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ること
- 2 各教科等の学びを実践につなげる
 - 各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活で活用できるものにする
- 3 学級や学校の文化を創造する
 - 楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的、自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させること
- 4 家庭・地域との連携、社会教育施設等の活用
 - 体験を通して学ぶことを重視する特別活動の特徴に鑑み、地域の実態に応じて社会教育施設等を積極的に活用していくこと

＜資料 2＞ 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要



※移行措置関連資料 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387780.htm

1. 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度、中学校：平成30～32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

（1）教科等ごとの取扱い

- ① 総則、総合的な学習の時間、特別活動
→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。
- ② 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科
→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。
【小：国語、社会、算数、理科】【中：国語、社会、数学、理科、保健体育】
- ③ 上記以外の教科
→新学習指導要領によることができることとする。
【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育】【中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】
- ④ 道徳科
→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

（2）小学校における外国語

→下記の表の授業時数のおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

3. 授業時数の特例

平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

4. 留意事項

- 目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

＜資料2＞ 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要



【小学校】

	移行措置の内容
国語	・平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	・新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 ・現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 ・平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 ・平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。【第6学年で指導】
理科	・平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	・平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 ・平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(ア)、同エ(ア)e及びf、同エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)音声、活字体の大文字と小文字、(ii)文及び文構造の一部、(iii)読むこと及び書くことの言語活動の一部】

【中学校】

	移行措置の内容
国語	・平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字) ・平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	・平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 ・平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 ・平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 ・平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	・平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。【第3学年で指導】 ・平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	・平成31年度及び平成32年度の第1学年第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第1学年第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第3学年で指導】 ・平成32年度の第1学年第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1学年第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第2学年及び第3学年で指導】 ・平成32年度の第2学年第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第3学年で指導】
保健体育	・平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】 ・平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 ・平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

<資料3> 進捗状況確認のためのチェックリスト【学校としての取組】

重点	「義務教育の充実」に係る共通の重点 チェック項目例	チェック日	
		1学期末	2学期末
児童生徒の 学力向上	「確かな学び、豊かな学び」実現プランに基づいて、主任層を中核とした学校体制での取組が展開されていますか。		
	「確かな学び、豊かな学び」実現プランに基づいた取組の進捗状況を確認していますか。		
	家庭学習について、自校の課題を共有し、質と量の両面から改善を図っていますか。		
	教員相互に授業参観し、「いわての授業づくり3つの視点」を参考に協議していますか。		
キャリア教育 の充実	県学調や全国学調の問題を全職員で解いてみる機会を設定していますか。		
	キャリア教育の目標や考え方について校内で共通理解を図りましたか。		
	全体計画やそれを具体化した指導計画を作成しましたか。また、改善のための見直しをしていますか。		
	【中学校・義務教育学校後期課程】 全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上実施していますか。		
豊かな心を 育む教育の 推進	体験活動(職場体験等)に向けた事前指導、その後の振り返りやまとめ等の事後指導の充実を図りましたか。		
	道徳教育推進教師を中心として、全体計画・全体計画の別葉・年間指導計画を作成しましたか。		
	岩手県版道徳資料集を活用していますか。		
	思いやりの心や規範意識等の豊かな人間性の育成を目指し、体験活動の充実を図りましたか。		
健やかな体 を育む 教育の推進	ボランティア活動を教育課程に位置付けていますか。		
	「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの防止等について組織的な対応をしていますか。		
	学校全体で児童生徒の体力向上に向けた取組を行っていますか。		
	学校保健計画・保健室経営計画を作成し、児童生徒、教職員、保護者に周知していますか。		
特別支援 教育の充実	食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を示していますか。		
	特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の指導計画」を作成しましたか。		
	特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成しましたか。		
	特別支援教育に関する研修を校内で行ったり、促進したりしましたか。		
家庭・地域との 協働による 学校経営の 推進	検証可能な達成目標を家庭・地域と共有していますか。		
	学校評価(自己評価・学校関係者評価)を実施していますか。		
	学校評価(学校関係者評価)の結果等を保護者・地域等に公表していますか。		
	復興教育を学校経営に位置付けていますか。		
	学校安全計画に、今後懸念される自然災害に対する「そなえる」取組を具体的に盛り込み、防災教育を行いましたか。		
	危機管理マニュアルを定期的に見直し、危機管理の研修を行いましたか。		
全教職員の指導力向上を図る取組を行いましたか。			

各学校の方針により重点化して取り組む内容

重点	チェック項目例	チェック日	
		1学期末	2学期末
消費者教育	社会科や家庭科等を中心に、自立した消費者の育成をめざした授業づくりを推進していますか。		
人権教育	児童生徒一人一人を大切にされた学校・学級経営を推進していますか。		
環境教育	【小学校・義務教育学校の第5学年】 北東北三県共通環境ワークブック「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」を活用していますか。		
環境教育	体験活動を通して、環境教育の推進が図られていますか。		
伝統や文化の教育	各教科・領域の指導との関連を図るとともに、地域の特質に応じた指導をしていますか。		
学校図書館教育	読書活動を通して、言葉を学び、豊かな感性や情操、想像力を育てていますか。		
国際理解教育	「国際理解教育実践事例集」等を参考に、育むべき資質・能力に応じた指導の工夫を行っていますか。		
情報教育	PCやタブレット、プロジェクター、実物投影機等のICT機器を教材研究や授業等で積極的に活用していますか。		
小規模・複式教育	小規模校・複式学級などの学校の特性を生かした指導を行っていますか。		

<資料3> 進捗状況確認のためのチェックリスト【個人としての取組】

「義務教育の充実」に係る個人としての取組		チェック日	
		1学期末	2学期末
	チェック項目例		
震災からの教育の復興	「いわての復興教育」副読本を活用した授業を行いましたか。		
	「心とからだの健康観察」を活用して教育相談等を行いましたか。		
諸調査結果を活用した「学校の組織的対応の強化」	自校の『『確かな学び、豊かな学び』実現プラン』を踏まえた取組をしていますか。		
	指導目標が達成できているかどうかを確認する場面を授業に位置付けていますか。		
	同僚に授業を公開し、「いわての授業づくり3つの視点」を参考に協議していますか。		
	県学調・全国学調の問題の一部を解き、「今、求められる学力」について理解を深めることができましたか。		
	県学調・全国学調の分析結果を指導の改善に生かしていますか。		

各教科等の指導の要点を意識した取組		チェック日	
		1学期末	2学期末
	チェック項目		
共通事項	「いわての授業づくり3つの視点」(pp17-18)を踏まえ、授業を構成していますか。		
教科名 ()			
特別の教科 道徳			
総合的な 学習の時間			
特別活動			
【小学校】 外国語活動			

※ 校内研究の重点、または個人として授業改善を意識する教科・領域等について、各教科等の指導の要点(p19～)を参考に活用してください。

今年度の私の研修計画

期 日	研 修 講 座 名	会 場
／		
／		
／		

平成 30 年度 主な事業等

- いわて県民計画第3期アクションプランの確実な推進
- 学習指導要領改訂の趣旨及び内容の周知の徹底(カリキュラム・マネジメント支援、学習評価の充実、小学校英語等)
- 心のケアと復興教育の充実、実践的な防災教育の推進
- 確かな学力の保障(各校における『確かな学び、豊かな学び』実現プラン)の推進
- 豊かな心を育む教育の推進(学校いじめ防止基本方針に基づいた学校経営と学校体制の確立)
(道徳教育の充実)(情報モラル教育の推進)
- いわて特別支援教育推進プランに基づく「共に学び、共に育つ教育」の推進
- 幼児教育の充実(新幼稚園教育要領等の全面実施に基づく実践、スタート・カリキュラム作成に向けた幼保小連携支援)
- 学校評価の効果的な活用(学校評価の適切な実施・報告・公表)(学校経営、教育課程編成・実施への反映)
- 教員研修の趣旨に基づいた人材育成(教育公務員特例法一部改正を踏まえた教員研修の見直し等)
- 健やかな体の育成と体力の向上(60 運動、食育の推進)
- 部活動の適切な実施(学校教育における部活動の意義の再確認、適正な休養日の設定)

岩手県民の歌 (昭和 39 年制定)

<p>三 山なみの きわも さやかに 染めをせる あかねの 光 かがやける 明日を 徴して 岩手 岩手 ふるさと 岩手 大空に 描く 望みや</p>	<p>二 みちのくの 文化 かぐわし 金色に 咲ける この国 誇りに いまに 伝えて 岩手 岩手 ふるさと 岩手 胸ふかく 想う その名よ</p>	<p>一 しらくもの うかぶ はてまで はろばろと 蒼き 国原 かぎりなき 未来を こめて 岩手 岩手 ふるさと 岩手 とこしえに 若き 大地よ</p>
--	---	--

かぎりなき 未来を こめて
かほかがやける 明日を 徴して
かほかがやける 明日を 徴して

岩手県民の歌

田原 耕二 作詞
「岩手県民の歌」 補作
審査委員会 作曲
中 田 善 直

♩ = 96 位で
明るく、力強く、そして美しく、

1. しらくもの うかぶ はてまで
2. みちのくの ぶんか かぐわし
3. やまなみの きわも さやかに

て い わ て ふ る さ と い わ て と こ
て い わ て ふ る さ と い わ て と こ
て い わ て ふ る さ と い わ て と こ

で し に は ろ ば ろ と あ かね の ひ か
こ ん じ き に さ け る こ の くに
そ め な せ る あ かね の ひ か

し え に わ か き だ い ち ら よ
ふ か く お も う そ の ぞ み よ
ぞ ら に え が く の ぞ み よ

岩手県教育委員会事務局学校教育課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-6137
FAX 019-629-6144
E-mail DB0003@pref.iwate.jp
ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>



平成 30 年度県内公立学校の状況

岩手県内
 幼稚園等 52 園
 小学校 314 校
 中学校 160 校
 義務教育学校 1 校

県北教育事務所管内
 幼稚園 4 園
 小学校 46 校
 中学校 23 校

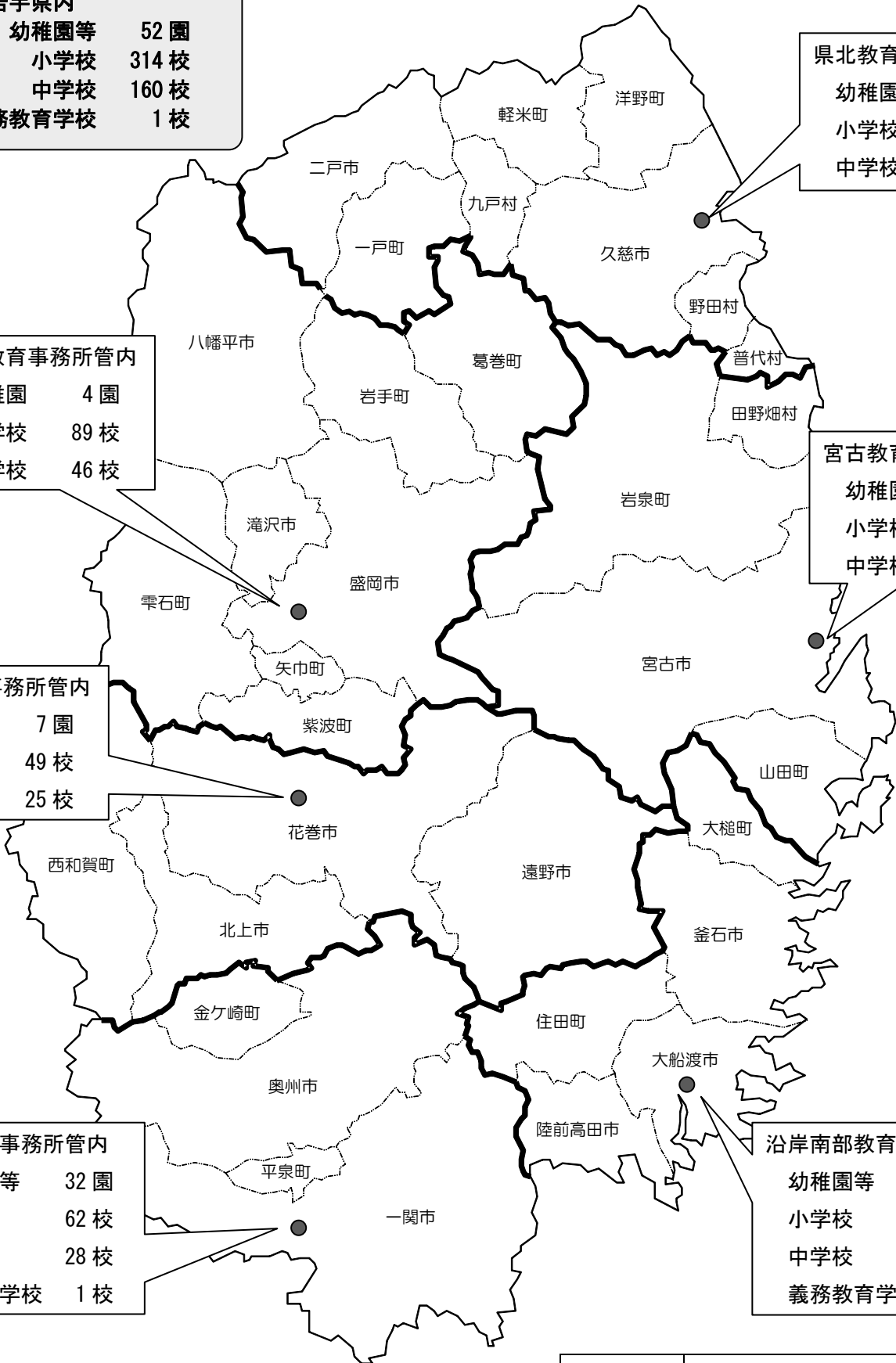
盛岡教育事務所管内
 幼稚園 4 園
 小学校 89 校
 中学校 46 校

宮古教育事務所管内
 幼稚園 1 園
 小学校 37 校
 中学校 19 校

中部教育事務所管内
 幼稚園 7 園
 小学校 49 校
 中学校 25 校

県南教育事務所管内
 幼稚園等 32 園
 小学校 62 校
 中学校 28 校
 県立中学校 1 校

沿岸南部教育事務所管内
 幼稚園等 4 園
 小学校 31 校
 中学校 18 校
 義務教育学校 1 校



所 属	
氏 名	